

(当初策定：平成21年10月5日)

(第1回変更：平成27年3月20日)

(第2回変更：平成30年4月16日)

一級河川 阿賀野川水系

# 只見川圏域河川整備計画

福 島 県  
群 馬 県  
新 潟 県

# 只見川圏域河川整備計画

## 目 次

第 1 河川整備計画の目標に関する事項.....	1
1 只見川圏域の概要 .....	1
(1) 圏域の概要 .....	1
(2) 治水事業の変遷.....	5
(3) 利水の変遷 .....	5
2 河川整備計画の目標に関する事項.....	6
(1) 洪水等による災害の発生の防止または軽減に関する事項.....	6
(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項.....	8
(3) 河川環境の整備と保全に関する事項.....	16
3 計画対象期間及び対象区間に関する事項.....	18
(1) 計画対象期間.....	18
(2) 計画対象区間 .....	18
第 2 河川の整備の実施に関する事項 .....	19
1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 .....	19
2 河川維持の目的、種類及び施行の場所 .....	36
(1) 河川の維持の目的.....	36
(2) 河川の維持の種類及び施行の場所 .....	36
3 その他の河川の整備を総合的に行うために必要な事項.....	38
(1) 河川情報の提供に関する事項.....	38
(2) 地域や関係機関との連携に関する事項.....	38
(3) より一層の安全・安心の確保に向けた取組に関する事項.....	38
(4) 河川整備を進める際の環境への配慮・対策に関する事項.....	39

## 第 1 河川整備計画の目標に関する事項

### 1 只見川圏域の概要

#### (1) 圏域の概要

##### ア 圏域

只見川圏域河川整備計画の対象地域（「図－1 流域概要図」参照）は、阿賀野川水系の水源域となる福島県西南端に位置し、流域の一部が新潟県及び群馬県に及んでいる。また、本地域は戦後日本の経済復興の中で大きな役割を果たした阿賀野川の最大支川である只見川（流域面積 2,792km<sup>2</sup>、流路延長 145km）を中心とした地域でもある。

この地域は2市6町3村（福島県喜多方市、河沼郡会津坂下町、柳津町、大沼郡三島町、金山町、昭和村、南会津郡只見町、南会津町、檜枝岐村、群馬県利根郡片品村、新潟県魚沼市）からなり、生活圏としては福島県の「会津地域」と「南会津地域」、群馬県の「利根沼田地域」、新潟県の「奥只見地域」に区分される。

本地域の中心となる只見川は、国の特別天然記念物である尾瀬を源流とする川であり、流域内に広い平地はなく、大部分が越後山脈や一部帝釈山脈に属し、南端には東北地方で最高峰の燧ヶ岳（2,356m）がある。

一方、この地域には冬季に約4mを越える積雪があり、日本有数の豪雪地帯であって、過疎化・高齢化に悩む典型的な中山間地域でもある。しかし、豊かな自然を残し、そこに営まれる人々の暮らしのなかに四季折々の行事などが今もなお生き生きと息づいていて、心の豊かさや人間らしさを実感できるゆとりと潤いのある地域でもある。

磐越自動車道の開通により地域発展の可能性は高まりつつあるなか、奥会津の自然と暮らしを守りながら、地域振興につなげていく方策を求めて、福島県及び福島県内の只見川流域の自治体が一体となって新編「歳時記の郷・奥会津」活性化事業を展開しており、一連の地域連携を保ちながら同一の整備を行う状況にある。



## イ 社会環境

本圏域の面積は約 2,800km<sup>2</sup> で、このうちの大半(約 92%)が森林であり、農用地(約 1.8%)や宅地(約 0.4%)の占める割合は非常に小さい。また、人口は約 2.1 万人(平成 28 年版福島県県勢要覧)で、そのほとんどが只見川及び各支川沿いの河岸段丘上に集中しており、人口減少率及び高齢化率が高く、過疎・高齢化が顕在化した地域である。

主な産業は、只見川及び伊南川沿いの河岸段丘上における、稲作、トマト・キュウリ等の野菜栽培、リンドウ等の<sup>か</sup>花き栽培と、豊かな森林資源を背景とした林業である。一方、豊富な自然環境や多くの釣り客を対象とした旅館業(観光業)や、建設業に係わる割合が比較的多く、産業別の構成比は 1 次産業就業者が約 18%、2 次産業就業者が約 26%、3 次産業就業者が約 56%(平成 27 年国勢調査)であって、1 次産業就業者の減少傾向が見られている。

また、本圏域では最上流の<sup>お おつまた</sup>大津岐発電所、檜枝岐発電所から最下流の<sup>かたかど</sup>片門発電所まで、多くの水力発電所が階段状に構築され、多大な電力を生んでいる。

さらに、本圏域には豊かな自然環境と昔ながらの様々な行事(文化)が今でも引き継がれており、最上流域の特別天然記念物「尾瀬」を含む広大な国立、国定、県立自然公園や、ヤマメ、イワナ等の溪流魚やアユを目当てに、多くの観光客や釣客が集まる。

このような環境をもとに、只見川流域の福島県の各町村は「新編 歳時記の郷・奥会津活性化事業」や「只見川電源流域振興協議会」等の活動を通して、強い連携体制が築かれている。

## ウ 自然環境

本圏域の気候は、夏は内陸型気候で標高に比例して気温も変化し、最下流部の阿賀川との合流点付近は盆地型の蒸し暑い気候となるものの、上流の山間部ではそれほど暑くはならない。一方、冬は全域典型的な日本海型気候を示し、山間部では積雪が2～4mを越す豪雪地帯となっている。

本圏域の最上流部は特別天然記念物に指定されている“尾瀬”であり、「原産植物（尾瀬で初めて見つけられた植物）」19科42種類、「特産種（尾瀬でしか見つけられない植物）」10科19種類、「“オゼ”と名のつく動植物」植物18種類、動物20種類が存在する。

また、只見川の上流域及び滝谷川上流の博士山周辺などには、「レッドリスト(環境省)」に掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシが、同じくⅠB類のクマタカ及び準絶滅危惧のオオタカについては圏域各地での生息が報告されている。

その他、カモシカ(特別天然記念物)、ツキノワグマ等の大型ほ乳類が圏域全域に生息し、さらに、原生林、湿原等重要な植物群落である特定植物群落、学術上貴重な種である両生類・は虫類、淡水魚類、昆虫類等が生息する、1,000ha以上の原生流域等が圏域の各所に存在している。

只見川本川及び各支川には、アユ、ウグイ、ヤマメ、イワナを中心に多様な魚類が生息しており、特に只見川下流域においては「レッドリスト(環境省)」に掲載されている絶滅危惧ⅠB類のウケクチウグイが生息し、只見川上流域では、希少な陸封型円口類のカワヤツメが確認されている。

また、最近では、伊南川沿川に「レッドリスト(環境省)」に掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のユビソヤナギの自生地が確認された。

一方、本圏域の各河川・湖沼は、A類型に指定されている。公共用水域水質測定結果を見ると、尾瀬沼におけるCOD値が環境基準値を超えているものの、その他の地点では環境基準を満足しており、一般的に良質の水質を維持している。尾瀬沼のCOD値については主に自然汚濁（植物体の腐敗物等）が指摘されている。

河川景観は、尾瀬をはじめとする数々の雄大な自然景観に加え、自然と調和した広大なダムふくまんこくぞうぼきつえんぞうじの湖面、柳津の福満虚空蔵菩薩圓蔵寺を中心とした門前町を映す川面、多くの溪流が生む山間溪流景観、伊南川など比較的勾配が緩く川幅が広い河川において柳類が繁茂した自然な河川景観等を有する。また、奥只見・田子倉湖の遊覧船や、柳津・三島町における只見川ライン下り等では、川の水面付近からの緑豊かな景観が多くの観光客を集めている。

## (2) 治水事業の変遷

只見川は多くの支川を有し、そのほとんどが急流である。また、梅雨期の長雨や台風期の大雨に加え、我が国有数の豪雪地帯であることから融雪期の出水が長期にわたることも多く、これまで数多くの被害を受けてきた。このため、只見川本川においては、昭和 53 年より河川改修が実施されている。また、支川伊南川においては昭和 33 年 9 月の大出水を契機として河川改修が始められた。

過去の災害記録を見ると、寛永 8 年(1631)に“会津の次郎水”と呼ばれる大洪水があり、台風の接近と考えられる大雨により、通常より 10m 以上も水位が上昇し、柳津福満やないづふくまん虚空蔵菩薩こくぞうの鐘しょうろう楼が流されてしまったという記録がある。

近年について見れば、特に昭和 30 年代～40 年代に多くの災害が発生しており、昭和 31 年 7 月 13 日の梅雨前線による局地的な集中豪雨や昭和 44 年 8 月 12 日の集中豪雨では柳津町、只見町、金山町、昭和村等に甚大な被害を与えた。また、昭和 33 年 9 月の台風 21 号、22 号(狩野川台風)、昭和 57 年 8 月の台風 10 号、同年 9 月の 18 号、平成 5 年 8 月の台風 11 号、平成 10 年 8 月及び平成 11 年 8 月の集中豪雨、平成 14 年 7 月の台風 6 号、同年 10 月の台風 21 号、平成 16 年 7 月新潟・福島豪雨などでは、伊南川の堤防決壊等により多大な被害を受けている。

また、平成 23 年 7 月新潟・福島豪雨では、只見川、叶津川、黒谷川の河川の氾濫により、只見町、金山町、柳津町等において甚大な被害を受け、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、舘岩川のはん濫により、南会津町において甚大な被害を受けている。

こうした度重なる洪水の防止を目的として、只見川や伊南川では、平成 21 年策定の本計画による改修工事のほか、災害復旧事業、災害対策等緊急事業推進費などの工事が行われている。

## (3) 利水の変遷

本圏域内における河川水の利用は、豊富な水量をもとに古くから各所でかんがい取水が行われてきた。また戦後の復興期には水力発電の適地として開発が進められ、現在においてもその存在意義は非常に大きい。その他、消雪用水等の雑用水としての利用もあるが、水道については会津坂下町が阿賀川本川の大川ダムに依存しているほか、他の流域町村は地下水・湧水を水源としている。

森林地帯に囲まれた本圏域は、年間 3,000mm を超える降水量の地域もあり、表流水とともに地下水・湧水にも恵まれている。このため、渇水に対して被害が報告されたことはほとんどなく、全国的に降水量の少なかった平成 6 年度において、伊南川の一部や野尻川、山入川、銀山川などで若干の被害が生じた程度である。

新しい水利用に関しては、只見川最上流部において奥只見・大鳥発電所の増強工事が行われた。また、かんがい利用等については従前からの利用が継続されており、慣行水利権としての利用も多い。

## 2 河川整備計画の目標に関する事項

事業を進めるに当たり、限られた河川整備への投資を有効に発揮させるため、施設整備の必要性、計画の正当性について、流域住民の理解を広く求める。また、流域内の資産や人口分布、土地利用の動向等を的確に踏まえて、治水効果の早期発揮に向け順次整備を進める。

### (1) 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

#### ア 現状と課題

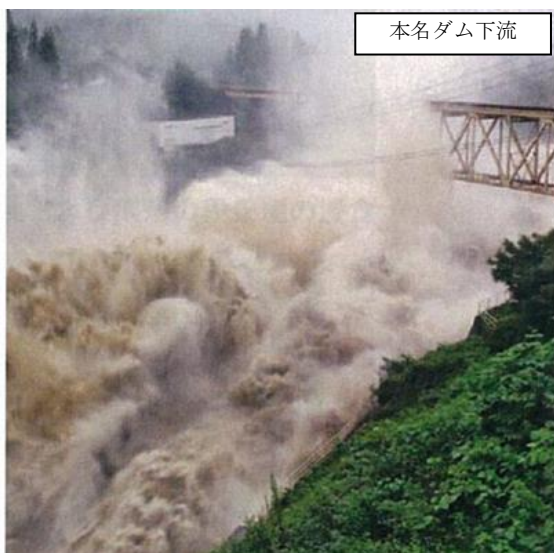
本地域では、昭和31年7月及び昭和44年8月の集中豪雨、また昭和33年9月の台風21号、22号(狩野川台風)、昭和57年8月の台風10号、同年9月の18号など、度々浸水被害に見舞われ、洪水被害を防ぐための河川改修事業をこれまで実施してきている。

しかしながら、平成5年8月の台風11号や平成10年8月及び平成11年8月の集中豪雨、平成14年7月の台風6号、同年10月の台風21号、平成16年7月新潟・福島豪雨、平成23年7月新潟・福島豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨等により度重なる浸水被害を受け続けていることや、圏域としての河川改修状況を踏まえると、治水の現状としては決して十分なものとはいえない。

只見川流域の只見川本川、黒谷川及び叶津川については、戦後最大規模の洪水が発生した場合でも重大な浸水被害の抑制及び軽減を図るべく、既往計画を拡張し見直す必要がある。

本計画の策定にあたっては、河道の現状・社会環境・自然環境・水利用・河川空間の利用状況等を把握するとともに、流域の面積及び資産等から適切な治水安全度を設定し、その向上を図りながら、地域住民の安全を目指すことが課題として挙げられる。

また、地球温暖化などの環境の影響により頻繁に発生している集中豪雨など、今までと異なる降雨形態にも柔軟に対応する必要がある。



本名ダム下流

出典：金山町広報誌



二本木橋

出典:平成23年7月新潟・福島豪雨による被害概況(福島県)

写真－1 平成23年7月新潟・福島豪雨による出水状況(金山町)



## イ 目標

本計画は、平成19年11月策定の阿賀野川水系河川整備基本方針で定めた目標に向け、上下流・本支川バランス等を踏まえた段階的整備を実施することとする。

只見川本川については、昭和44年8月及び平成23年7月に戦後最大規模の洪水が発生しており、昭和44年8月規模の洪水に対して安全に流下できることを目的とするとともに、平成23年7月規模の洪水に対しても人家への浸水被害の軽減を図るものとする。

また本圏域は、帝釈山脈の北側に広がる伊南川流域と、湾曲した越後山脈の東南側に広がる只見川流域において降雨形態が異なる。このことから、それぞれの流域の状況に鑑み、伊南川流域本川については昭和57年8月の台風10号、小屋川については平成14年10月の台風21号で発生した洪水における被害の解消を図ることを目的とする。

さらに、黒谷川及び叶津川については、平成23年7月規模の洪水において、人家への浸水被害を軽減するとともに、田の口沢川については、平成10年8月の集中豪雨で発生した洪水における被害の解消を図ることを目的とする。

同様に、館岩川については、平成27年9月の関東・東北豪雨で発生した洪水における被害の解消を図ることを目的とする。

なお本計画は、現時点の社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜見直しを行う。

## (2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

### ア 現状と課題

#### (7) 水利用の現状

本圏域内における河川水は、豊富な水量をもとに古くから多くの地点で利用されてきた。主な利用は発電とかんがい及び消雪用水等の雑用水としての利用である。かんがい及び雑用水としての利用については、慣行水利権としての利用も多い。

河川流況については、水量が豊富であることに加え、発電取水に対して取水制限（維持流量の放流義務）が設定されていることなどから、これまで濁水の被害は報告されていない。

#### (イ) 水質の現状

水質については、只見川と伊南川が、BODに係る環境基準のA類型、および、只見川（田子倉貯水池より下流）と伊南川が水生生物の保全に係る環境基準の生物A類型に指定されており、環境基準を満足している。

また、田子倉貯水池、奥只見貯水池、沼沢湖、尾瀬沼がCODに係る環境基準のA類型、および、水生生物の保全に係る環境基準の生物A類型に指定されており、尾瀬沼において自然汚濁（植物体の腐敗物等）により基準値を越えるCOD値が記録されているものの、他の地点では環境基準を満足している。

全般的に良質の水質が維持されており、水質に関する問題は発生していない。

表 1 環境基準設定状況（河川）

河川名	環境基準地点	類型	達成期間	指定年月日	備考
只見川	西谷橋	A	イ	S49.3.26	BOD等に係るもの
		生物A	イ	H22.12.14	水生生物の保全に係るもの
	藤橋	A	イ	S49.3.26	BOD等に係るもの
		生物A	イ	H22.12.14	水生生物の保全に係るもの
伊南川	青柳橋	A	イ	S49.3.26	BOD等に係るもの
		生物A	イ	H22.12.14	水生生物の保全に係るもの
	黒沢橋	A	イ	S49.3.26	BOD等に係るもの
		生物A	イ	H22.12.14	水生生物の保全に係るもの

#### 【類型】

- ・ BOD等にかかるもの AA 類型：BOD1mg/L以下、A 類型：BOD2mg/L以下、B 類型：BOD3mg/L以下、C 類型：BOD5mg/L以下、D 類型：BOD8mg/L以下、E 類型：BOD10mg/L以下
- ・ 水生生物の保全に係るもの 生物A 類型：全亜鉛0.03mg/L以下、ノニルフェノール0.001mg/L以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.03mg/L  
生物特A 類型：全亜鉛0.03mg/L以下、ノニルフェノール0.0006mg/L以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.02mg/L  
生物B 類型：全亜鉛0.03mg/L以下、ノニルフェノール0.002mg/L以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.05mg/L  
生物特B 類型：全亜鉛0.03mg/L以下、ノニルフェノール0.002mg/L以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.04mg/L

#### 【達成期間】

- 「イ」は、直ちに達成、「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成、
- 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成、
- 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

表 2 環境基準設定状況（湖沼）

水域名	環境基準点	類型	達成期間	指定年月日	備考
尾瀬沼	湖心	A	イ	S56.4.10	COD 等に係るもの
		生物 A	イ	H22.12.14	水生生物の保全に係るもの
奥只見貯水池 (福島県に属する水域に限る)	湖心	A	イ	H18.3.24	COD 等に係るもの
		生物 A	イ	H22.12.14	水生生物の保全に係るもの
奥只見貯水池 (新潟県の水域)	NO.2	A	イ	S51.4.22	COD 等に係るもの
		生物 A	イ	H24.3.6	水生生物の保全に係るもの
田子倉貯水池	湖心	A	イ	S49.3.26	COD 等に係るもの
		生物 A	イ	H22.12.14	水生生物の保全に係るもの
沼沢湖 (沼沢沼)	湖心	A	イ	H20.2.26	COD 等に係るもの
		生物 A	イ	H22.12.14	水生生物の保全に係るもの

【類型】

- ・ COD 等にかかるもの AA 類型：COD1mg/L 以下、A 類型：COD3mg/L 以下、B 類型：COD5mg/L 以下、C 類型：COD8mg/L 以下
- ・ 水生生物の保全に係るもの 生物 A 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.001mg/L 以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.03mg/L  
 生物特 A 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.0006mg/L 以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.02mg/L  
 生物 B 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.002mg/L 以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.05mg/L  
 生物特 B 類型：全亜鉛 0.03mg/L 以下、ノニルフェノール 0.002mg/L 以下、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 0.04mg/L

【達成期間】

- 「イ」は、直ちに達成、「ロ」は、5 年以内で可及的速やかに達成、
- 「ハ」は、5 年を超える期間で可及的速やかに達成、
- 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

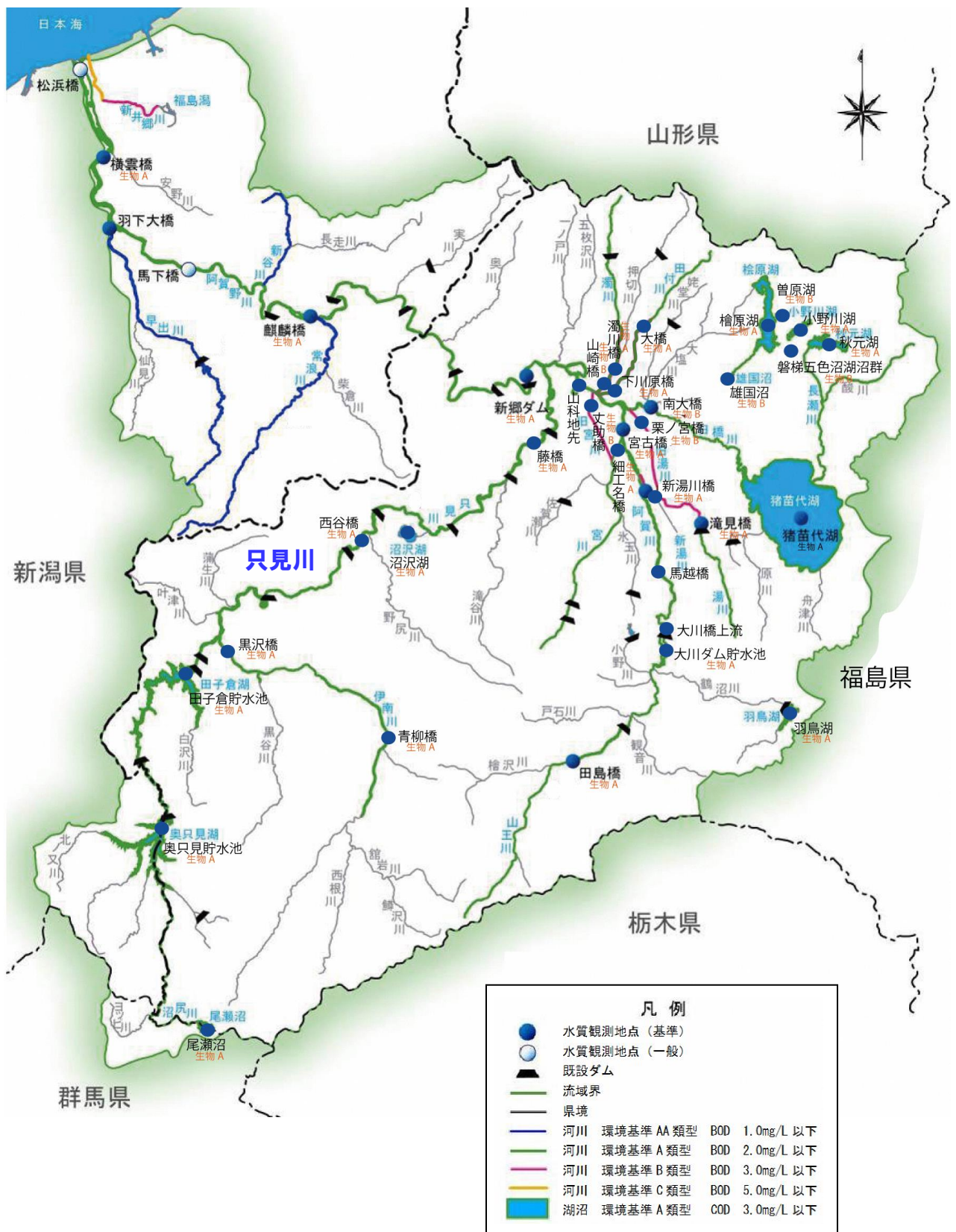


图 2 環境基準及び水質基準点位置図（主要地点）

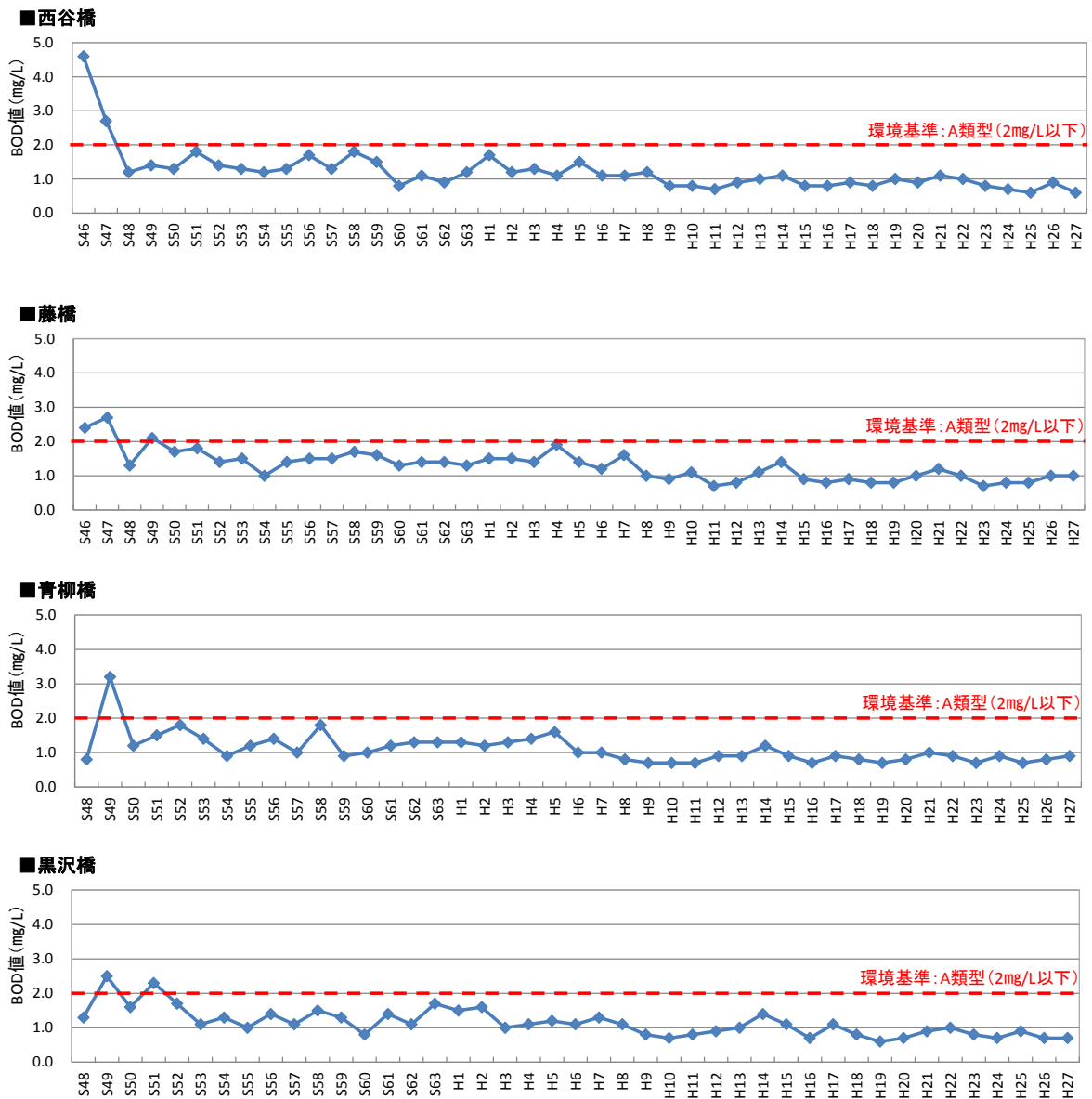


図 3 只見川水系の BOD75%値の経年変化

出典：水質年報（福島県）

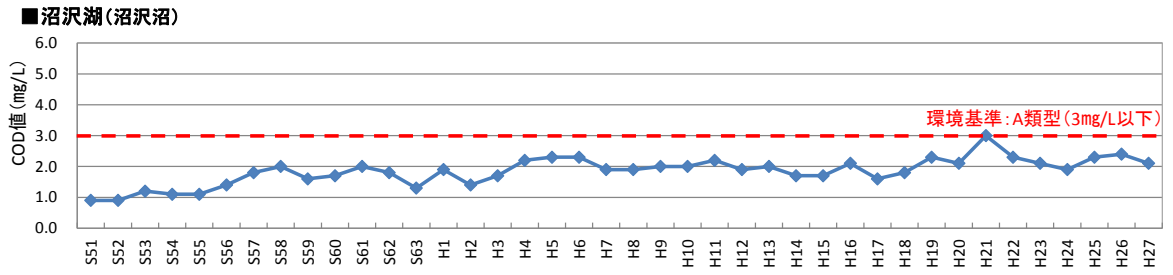
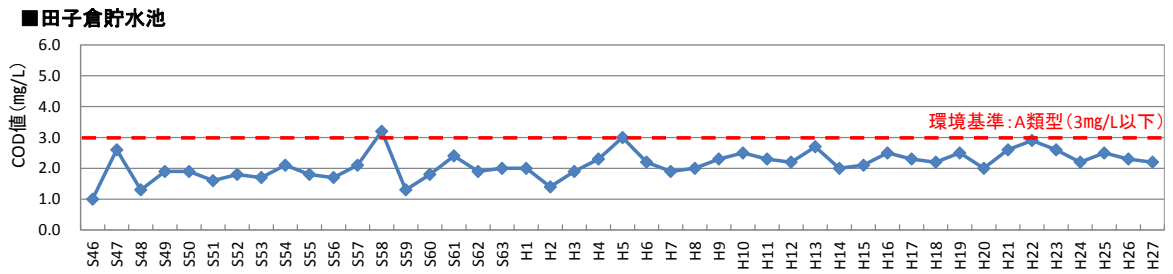
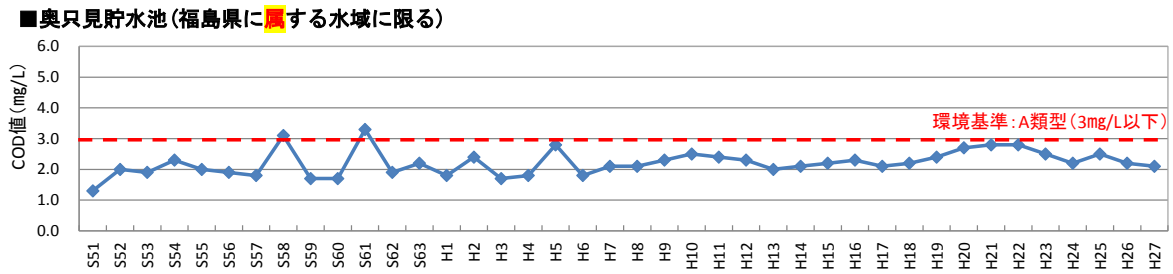
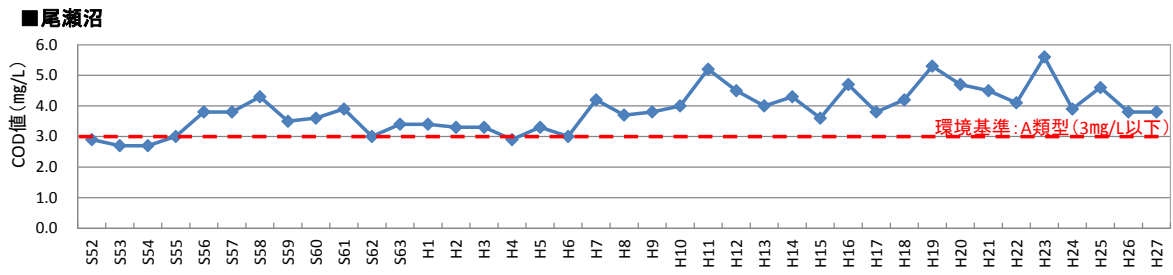


図 4 只見川水系内湖沼の COD75%値の経年変化

出典：水質年報（福島県）

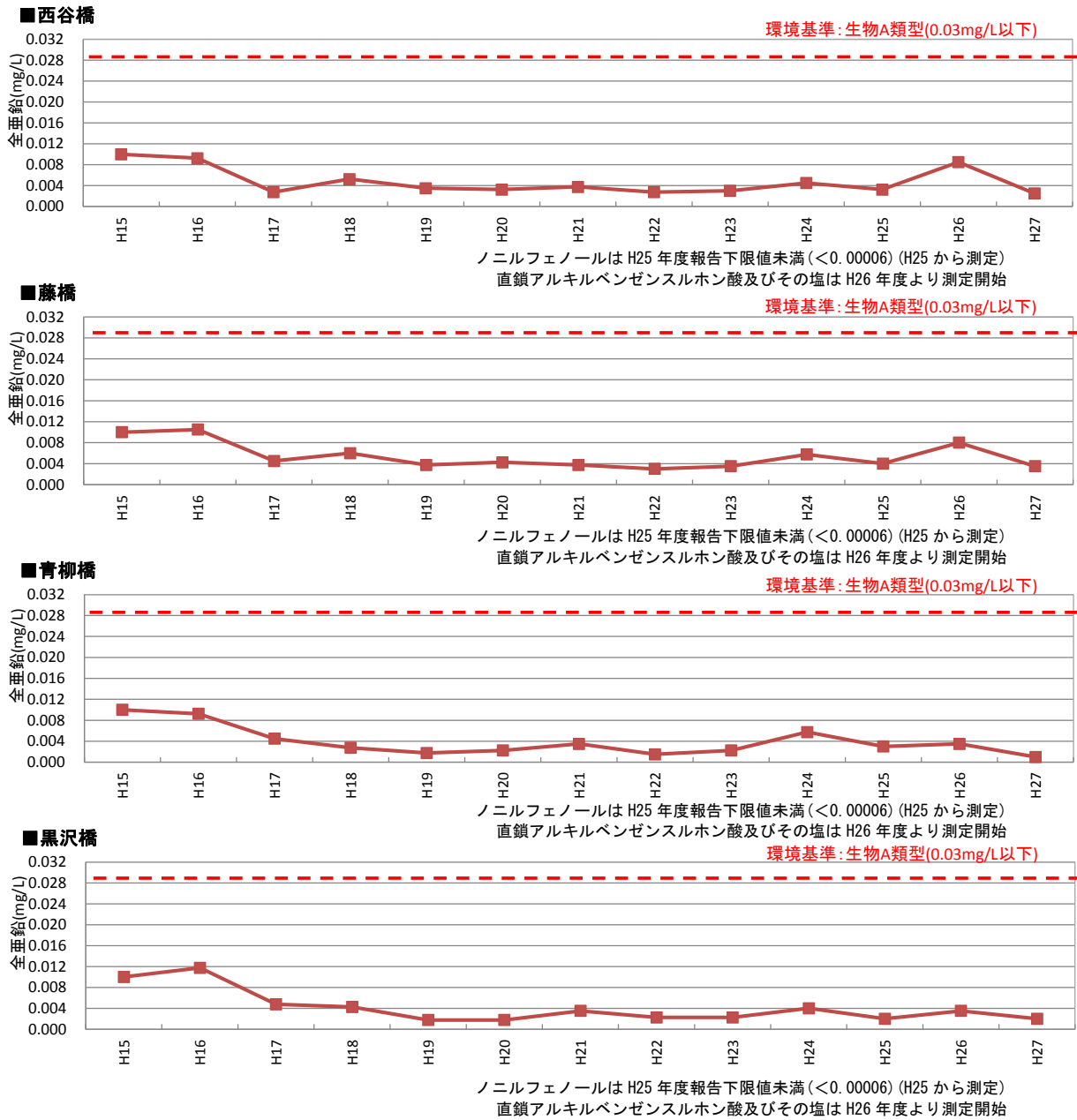


図 5 只見川水系の水生生物に係る環境基準の全亜鉛の経年変化

出典：水質年報（福島県）

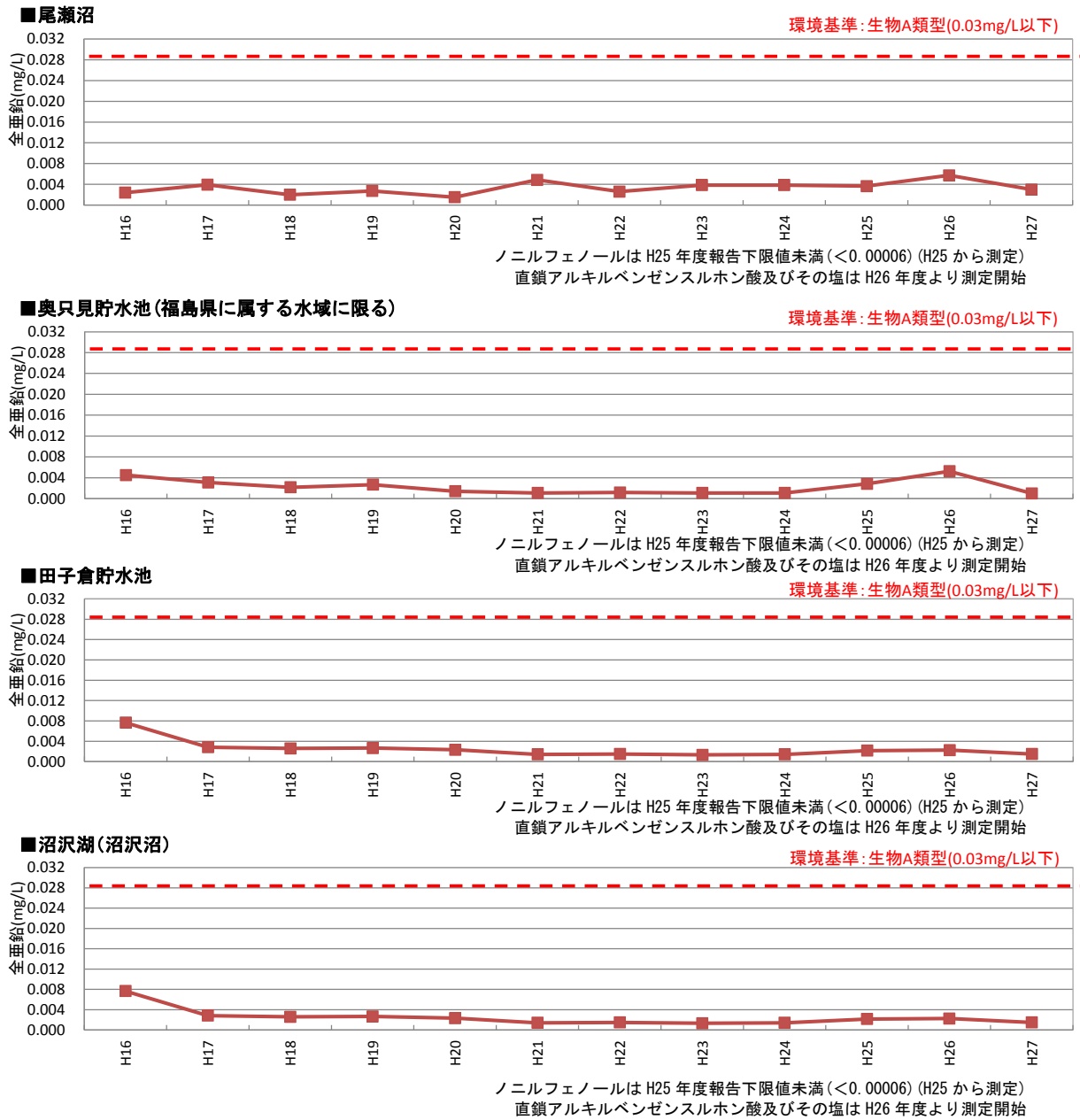


図 6 只見川水系内湖沼の水生生物に係る環境基準の全亜鉛の経年変化

出典: 水質年報 (福島県)



## イ 目標

河川の適正な利用に関しては、現在のレベルの流況を維持し、今後の水需要も考慮した水資源の開発及び合理的な利用の促進を図っていく。

河川は貴重な地域資源であるため、関係町村、利害関係者、河川愛護団体及び漁業関係者等から積極的に情報を収集し、流量データの蓄積、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定に努める。

また、有限な資源である水の有効利用や、良好な環境の保全を図るためにも、関係利水者等との連携を取りながら、適正な水運用を図る。

### **(3) 河川環境の整備と保全に関する事項**

#### **ア 自然環境の現状と課題**

##### **(7) 阿賀川合流点～滝ダム**

昭和 20 年～30 年代に行われた 6 つのダム建設により、区間のほとんどがダムの湛水区域となっている。

植生は、コナラ群落が山地から比較的河岸近くまで広く分布しており、河道内にはススキ群落、ヤナギ群落及びケヤキ群落が点在している。

重要な種の分布状況を見ると、動物では、両生類のクロサンショウウオやトノサマガエル、鳥類のサシバやオオタカ、イヌワシ、クマタカ、昆虫類のキマダラルリツバメ、魚類のウケクチウグイが確認されている。植物では、オオニガナ、コシノコバイモの生育が確認されている。

河道改修が必要になる箇所については、現状の河川環境を維持・保全することが課題である。

##### **(1) 滝ダムより上流域**

昭和 30 年代までは、河床が浅く、礫河原が広がっていたが、昭和 30 年代の田子倉ダム建設、昭和 50 年代の中小河川改修事業、只見ダム建設に伴い、滲筋の固定やそれに伴う河道内植生の遷移が見られるようになった。しかし、平成 23 年 7 月豪雨より河道内の環境は一変し、植生もほとんどが流失した。また、その後の災害復旧工事によっても環境が改変されている。

植生は、カスミザクラ・コナラ群落及びクロベ・ヒメコマツ群落が比較的河岸近くまで広く分布しており、河道内にはススキ群落、ヤナギ群落及びケヤキ群落が点在している。

重要な種の分布状況を見ると、動物では、両生類のクロサンショウウオ、鳥類のオシドリ、サシバ、サンショウクイ、魚類のカジカ、植物のフクジュソウ、ユビソヤナギなどが確認されている。また、地元有識者から、植物のクロカワゴケ、コシノコバイモ、円口類のカワヤツメなどの確認が報告されている。

河道改修が必要になる箇所については、現状の河川環境を維持・保全することが課題である。

## イ 景観・河川空間利用・歴史・文化等の現状と課題

河川沿いに発達した各集落では、柳津圓蔵寺や檜枝岐歌舞伎など昔から伝わる様々な伝統文化が現代に引き継がれており、歴史と文化が河川の背景に残されている。さらに、アユ釣りのメッカと呼ばれる野尻川、滝谷川、伊南川への釣り客や、雄大な河川景観を求めて訪れる観光客は、地域の活性化にとって非常に重要な存在となっている。

只見川は、只見町から会津坂下町にかけて JR 只見線に沿って流れているため、JR 只見線の車窓からの美しい只見川の風景が楽しまれている。

只見町では、ブナの森との共生、「自然首都・只見」を宣言して、自然と人との暮らしを大事にしてきた。平成 26 年 6 月 12 日には、「只見生物圏域保存地域（ユネスコエコパーク）」としての登録が、ユネスコ人間と生物圏（MAB）計画国際調整理事会で承認され、只見の自然と共生する文化が貴重であると世界的に認められた。

「ユネスコエコパーク」は、生態系の保全と地域資源の持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的としている。

なお、「過疎」や「高齢化」といった問題を潜在的に抱える本圏域内各市町村では、都市部との交流を基本政策の一つに掲げており、都市部からの来訪者が水辺に気軽に親しむことができる水辺空間の整備に期待が寄せられている。

このように、本圏域の河川は地元住民との関わりが深く、これまでも、「うつくしま・ふくしま“ふなっこ”ふるさと川づくり事業」、「地方特定河川等環境整備事業」等を通して環境整備を進めてきたが、今後も、自然環境の保全とともに地域と一体となった河川環境整備が必要となっている。

## ウ 目標

本圏域は、我が国有数の貴重な自然環境を有しており、河川と地元住民の関わりも非常に深いため、貴重な自然環境を保全しながら水害の無い地域整備を行うとともに、地域の発展や歴史・文化の継承を考慮して、地域と一体となった環境整備を関係機関と連携を図り進めることとする。

只見川本川及びその支川においては、ウケクチウグイやユビソヤナギなど、只見川を主要な生息生育地とする絶滅危惧種等希少種の保全を図るとともに、只見川の河川環境の多様性保全のために重要な、河畔林、瀬・淵、河川の連続性を確保するよう配慮する。

只見川と伊南川の上流部及び各支川においては、水と四季折々に変化する植生が織りなす河川景観や、流域内の様々な動植物の生息・生育環境の保全に配慮したうえで、人々が水辺に親しみやすい水辺空間を確保する。

伊南川中流部～下流部にかけては、アユをはじめとした魚類及び様々な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・復元や、地域住民の多様なニーズに配慮したうえで、人々の憩いの場、潤いの場として利用できる水辺空間の確保を図る。

### 3 計画対象期間及び対象区間に関する事項

#### (1) 計画対象期間

本計画の目標を達成するための対象期間は、本年度を初年度とし、概ね30年間とする。

#### (2) 計画対象区間

本計画は、本圏域内の法指定区間（福島県・群馬県・新潟県管理区間）を対象とする。

表 3 計画の対象とする区間

	対象 河川名	本支川	計画対象区間	流域面積 (km <sup>2</sup> )	延長 (km)	備考
	(阿賀野川)	本川				
1	只見川	1次	阿賀川合流点～指定区間上流端	2,792.0	145.2	1452mの内、334mは新潟県が左岸を管理、93mは群馬県が左岸を管理
2	銀山川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	21.2	8.5	
3	滝谷川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	140.9	32.4	
4	東川	3次	滝谷川合流点～指定区間上流端	36.1	5.0	
5	大谷川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	47.9	10.8	
6	沼沢川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	1.9	1.6	
7	入原川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	2.1	1.8	
8	沼沢湖			9.3	7.6	
9	野尻川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	208.5	38.0	
10	玉川	3次	野尻川合流点～指定区間上流端	88.6	7.5	
11	見沢川	4次	玉川合流点～指定区間上流端	33.7	6.0	
12	畑沢川	5次	見沢川合流点～指定区間上流端	14.2	4.3	
13	輪ノ沢川	5次	見沢川合流点～指定区間上流端	4.3	2.3	
14	柳沢川	3次	野尻川合流点～指定区間上流端	12.2	1.8	
15	風来沢川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	19.1	5.6	
16	山入川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	28.3	8.0	
17	打越川	3次	山入川合流点～指定区間上流端	7.5	2.0	
18	大岐川	3次	山入川合流点～指定区間上流端	6.0	1.0	
19	塩沢川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	17.1	3.0	
20	小塩沢川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	4.0	0.5	
21	浦生川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	65.6	8.8	
22	叶津川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	62.9	18.3	
23	伊南川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	1,058.3	80.2	
24	櫛戸川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	20.7	5.0	
25	小川沢川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	22.7	7.6	
26	後田川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	0.9	1.7	
27	初瀬川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	2.8	1.0	
28	黒谷川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	153.4	27.1	
29	大白沢川	4次	黒谷川合流点～指定区間上流端	12.1	3.0	
30	小幽沢川	4次	黒谷川合流点～指定区間上流端	7.2	1.1	
31	大幽沢川	4次	黒谷川合流点～指定区間上流端	24.7	1.6	
32	布沢川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	55.6	7.2	
33	太田川	4次	布沢川合流点～指定区間上流端	19.4	2.5	
34	野々沢川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	5.7	3.0	
35	塩岐川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	43.9	4.9	
36	下山沢川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	8.3	3.6	
37	富沢川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	14.7	2.5	
38	深沢川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	7.6	1.5	
39	鹿水川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	17.7	5.8	
40	小屋川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	21.9	7.6	
41	久川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	14.4	2.2	
42	小滝川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	23.5	4.0	
43	白沢川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	5.3	1.6	
44	宮沢入川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	10.9	1.6	
45	館岩川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	265.9	29.4	
46	西根川	4次	館岩川合流点～指定区間上流端	62.7	11.4	
47	湯の岐川	4次	館岩川合流点～指定区間上流端	56.0	8.2	
48	鑑沢川	4次	館岩川合流点～指定区間上流端	37.5	6.0	
49	伊与戸川	4次	館岩川合流点～指定区間上流端	5.6	3.5	
50	俣城川	4次	館岩川合流点～指定区間上流端	69.7	2.2	
51	自源寺川	4次	館岩川合流点～指定区間上流端	1.5	0.8	
52	下の沢川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	11.6	0.8	
53	上の沢川	4次	下の沢川合流点～指定区間上流端	7.0	0.8	
54	舟岐川	3次	伊南川合流点～指定区間上流端	46.1	1.9	
55	田の口沢川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	1.5	1.1	
56	白戸川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	73.3	14.3	
57	袖沢	2次	只見川合流点～指定区間上流端	79.9	12.0	
58	南沢	3次	袖沢合流点～指定区間上流端	12.6	4.0	
59	ミノコクリ	3次	袖沢合流点～指定区間上流端	11.7	1.9	
60	大津岐川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	57.8	7.8	
61	一の沢	3次	大津岐川合流点～指定区間上流端	8.4	4.1	
62	滝沢	3次	大津岐川合流点～指定区間上流端	9.3	3.2	
63	大ヨッピー川	3次	大津岐川合流点～指定区間上流端	13.0	1.7	
64	尾瀬沼			11.9	3.3	群馬県側は群馬県が管理
65	ヨッピー川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	27.4	7.5	
66	猫又川	3次	ヨッピー川合流点～指定区間上流端	14.6	4.5	
67	北ノ又川	2次	只見川合流点～指定区間上流端	143.9	12.0	
68	中ノ岐川	3次	北ノ又川合流点～指定区間上流端	75.4	5.3	
69	中荒沢川	3次	北ノ又川合流点～指定区間上流端	6.3	2.4	

※ : 61～64 は福島県管理、65、66 は群馬県管理、67～69 は新潟県管理

(出典：福島・新潟・群馬県資料)

## 第2 河川の整備の実施に関する事項

### 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

本計画期間内において、洪水を安全に流下させるため、表4に示す箇所において整備の実施・促進を図る。

表4 整備箇所の対象地区

No.	河川名	対象地区	河川工事の種類	延長(km)	備考	
①	①-1	只見川	片門地区(会津坂下町)	堤防嵩上げ	1.0	
	①-2	只見川	細八地区(柳津町)	掘削	2.0	
	①-3	只見川	小椿地区(柳津町)	掘削		
	①-4	只見川	柳津地区(柳津町)	堤防嵩上げもしくは宅地嵩上げ		
	①-5	只見川	麻生地区(柳津町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.4	
	①-6	只見川	小和瀬地区(三島町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.1	
	①-7	只見川	宮下地区(三島町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.2	
	①-8	只見川	上大牧地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.3	
	①-9	只見川	水沼地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ		
	①-10	只見川	大志地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.7	
	①-11	只見川	川口地区(金山町)	堤防嵩上げ	0.4	
	①-12	只見川	西谷地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.5	
	①-13	只見川	本名地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ		
	①-14	只見川	湯倉地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.2	
	①-15	只見川	橋立地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	1.1	
	①-16	只見川	越川地区(金山町)	掘削・築堤もしくは宅地嵩上げ	0.5	
	①-17	只見川	西部地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.6	
	①-18	只見川	横田地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.3	
	①-19	只見川	上横田地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.5	
	①-20	只見川	滝沢地区(金山町)	築堤もしくは宅地嵩上げ	0.2	
	①-21	只見川	蒲生地区(只見町)	掘削・築堤もしくは宅地嵩上げ	5.3	
	①-22	只見川	八木沢地区(只見町)	掘削・築堤		
	①-23	只見川	新町地区(只見町)	掘削・築堤		
	①-24	只見川	只見地区(只見町)	掘削・築堤		
①計	只見川			14.3	(起終点間距離 L=80.5km)	
②	伊南川	只見川合流点～山里橋(只見町)	掘削・築堤	15.8	H27年度整備完了済	
③	伊南川	青柳橋～新伊南川橋(南会津町)	掘削・築堤	2.4	H23年度整備完了済	
④	黒谷川	伊南川合流点～倉谷川合流点上流(只見町)	掘削・築堤	6.6	H27年度整備完了済	
⑤	田の口沢川	只見川合流点～JR橋(只見町)	掘削・築堤	0.6	H30年度整備完了予定	
⑥	小屋川	伊南川合流点～小屋川橋(南会津町)	掘削・築堤	0.3	H25年度整備完了済	
⑦	叶津川	只見川合流点～入叶津橋下流	掘削・築堤	3.1	H26年度整備完了済	
⑧	銀山川	柳津地区(柳津町)	堤防嵩上げもしくは宅地嵩上げ	0.5		
⑨	館岩川	熨斗戸地区、伊与戸地区(南会津町)	河道拡幅、築堤、護岸工	1.7		

※「築堤(堤防嵩上げ)もしくは宅地嵩上げ」は、今後の調査・詳細設計、及び住民との合意形成等に基づき最終的な整備内容を決定することを示す。  
 なお、以降に示す横断図には、築堤で表現している。

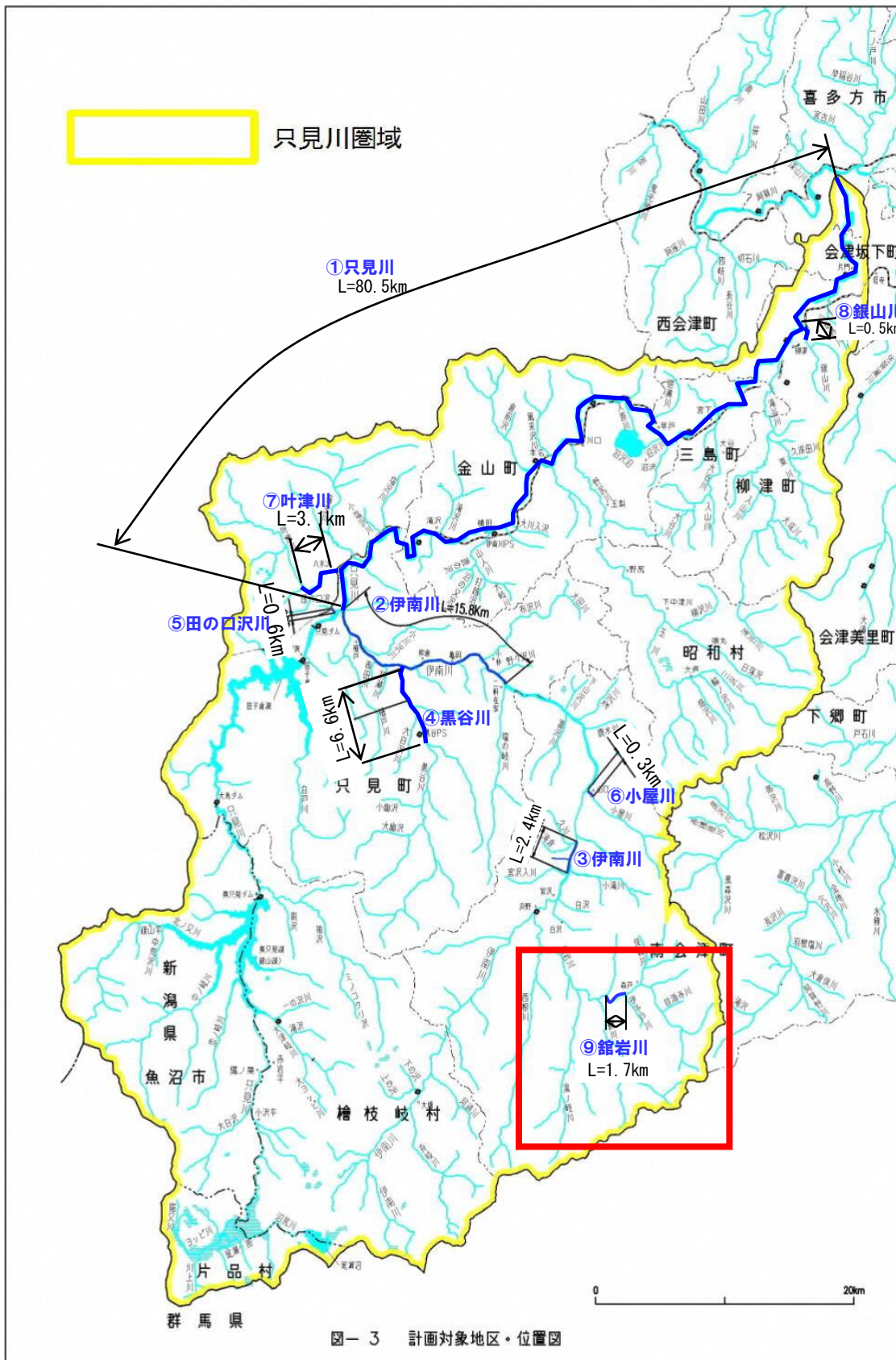


図 7 整備箇所的位置図

①只見川：阿賀川合流点～伊南川合流点(L=80.5km)

阿賀川合流点～伊南川合流点(80.5km)区間において、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、只見町の洪水防御のため、掘削、築堤もしくは宅地嵩上げ等の整備を行うことにより河積を拡大し、浸水被害の防止、軽減を図る。

なお、整備にあたっては、沿川市町村等と調整を図りつつ、治水対策を早期かつ効率的に進めるため、上下流、左右岸のバランス等を踏まえ、住民との合意形成を図りながら実施する。

また、河道掘削の計画にあたっては、河川環境の状況把握に努め、良好な河川環境が保全されるよう掘削形状等に十分配慮する。

柳津地区については、絶滅危惧ⅠB類のウケクチウグイが生息しており、生息環境の保全に努める。また、只見地区については、絶滅危惧Ⅱ類のユビソヤナギを含む河畔林について、現地調査により生育分布を確認し河川管理上大きな支障とならない範囲での保全に努める。

掘削等によって発生した土砂等については、築堤に利用するなど有効利用を図る。

護岸については、自然石の利用等により環境及び景観に配慮した構造を採用する。





標準横断面

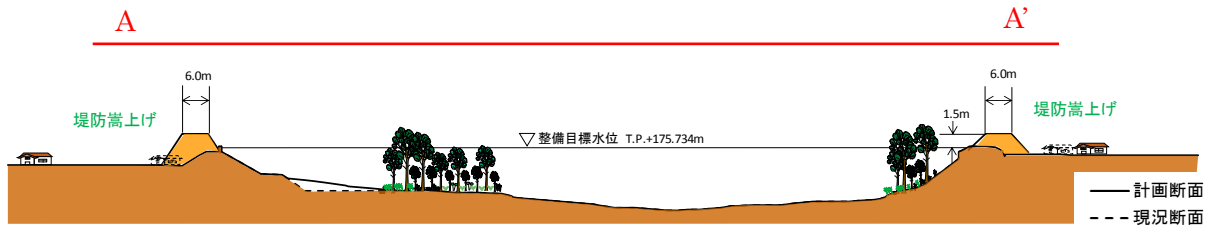


図 9 只見川 片門地区 (会津坂下町) (阿賀川合流から 8.8km)

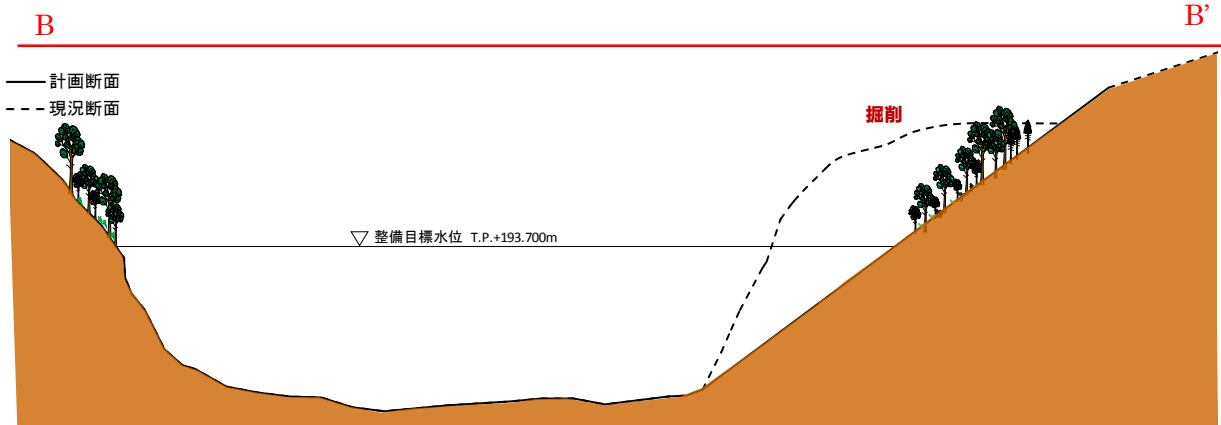


図 10 只見川 細八地区・小碓地区 (柳津町) (阿賀川合流から 14.7km)

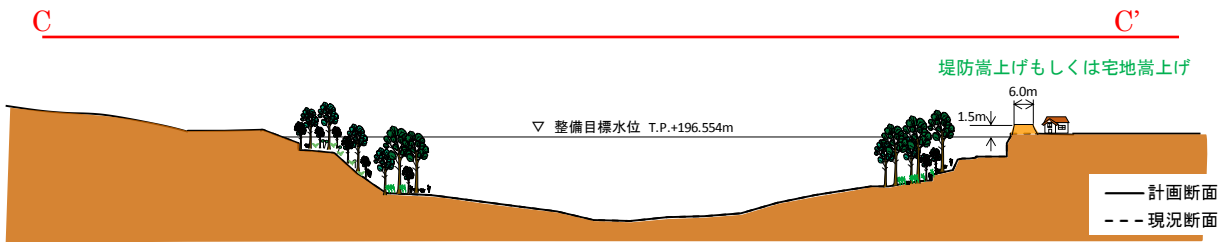


図 11 只見川 柳津地区 (柳津町) (阿賀川合流から 16.9km)



図 12 只見川 麻生地区 (柳津町) (阿賀川合流から 22.5km)

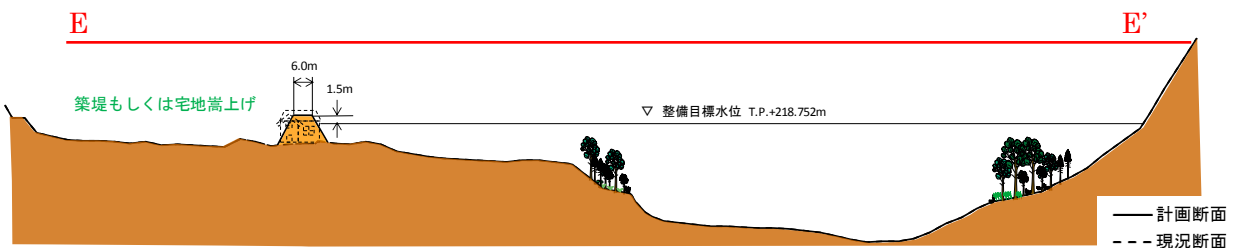


図 13 只見川 小和瀬地区 (三島町) (阿賀川合流から 23.5km)

標準横断面

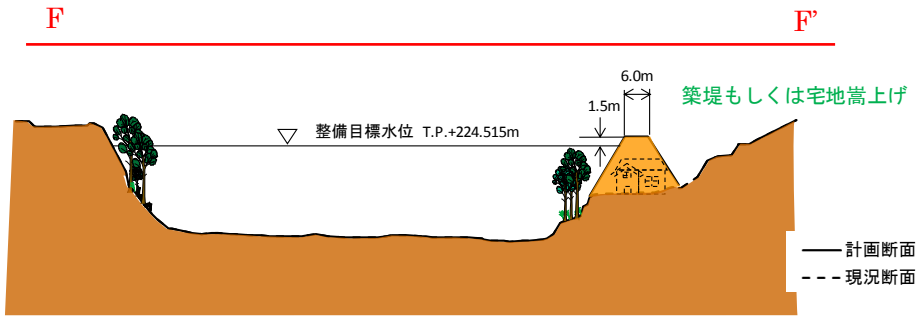


図 14 只見川 宮下地区 (三島町) (阿賀川合流から 28.9km)



図 15 只見川 上大牧地区・水沼地区 (金山町) (阿賀川合流から 41.2km)

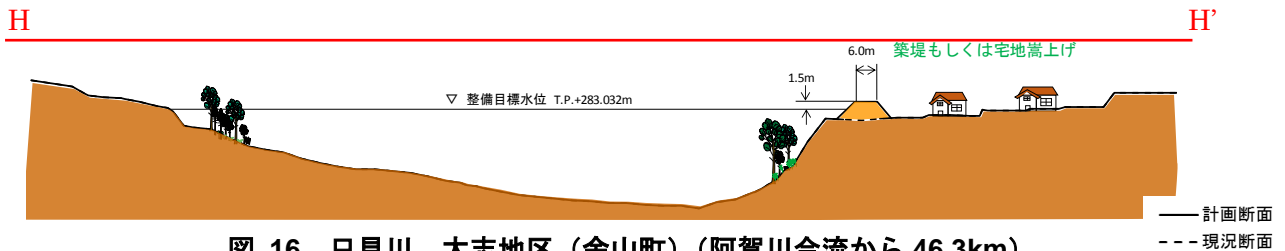


図 16 只見川 大志地区 (金山町) (阿賀川合流から 46.3km)

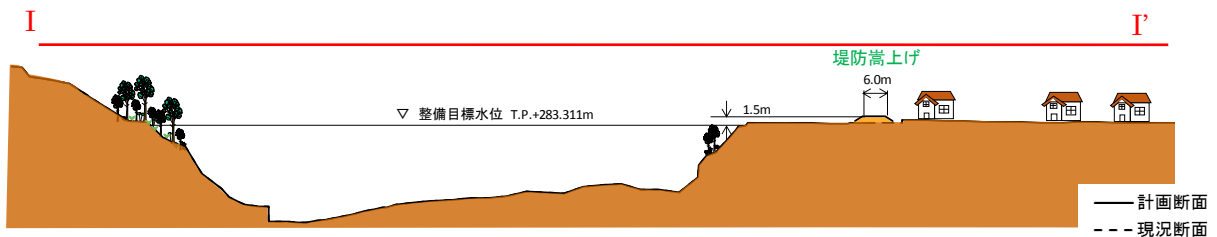


図 17 只見川 川口地区 (金山町) (阿賀川合流から 47.6km)

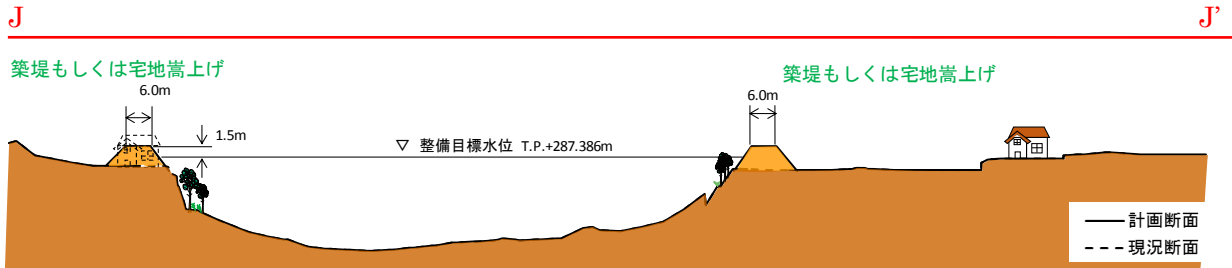


図 18 只見川 西谷地区・本名地区 (金山町) (阿賀川合流から 50.1km)

標準横断面

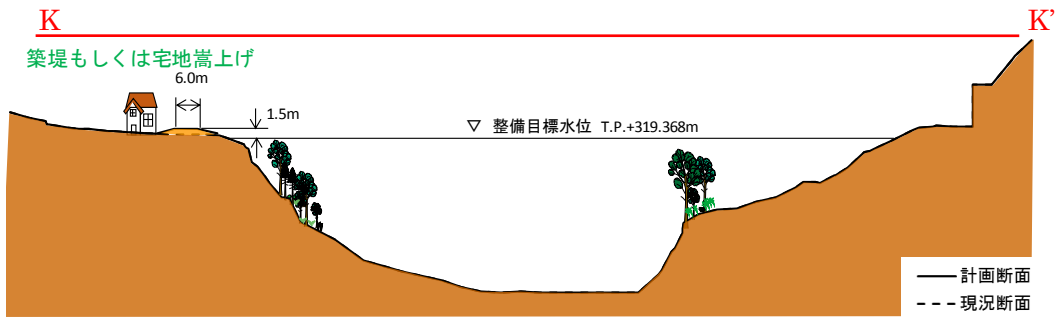


図 19 只見川 湯倉地区 (金山町) (阿賀川合流から 53.1km)

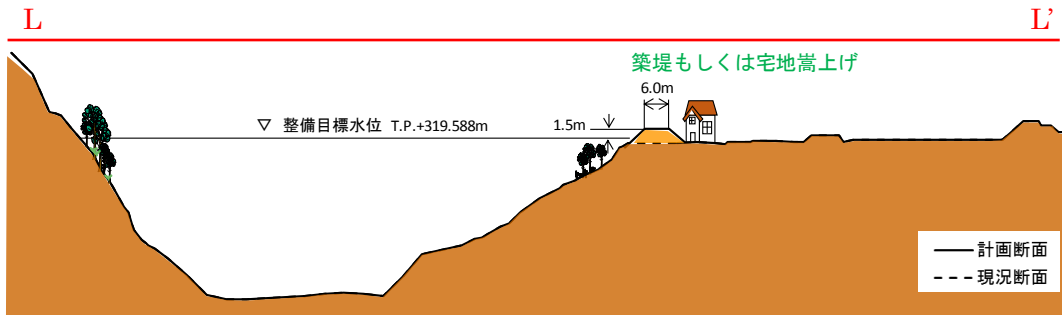


図 20 只見川 橋立地区 (金山町) (阿賀川合流から 53.7km)



図 21 只見川 越川地区 (金山町) (阿賀川合流から 56.9km)

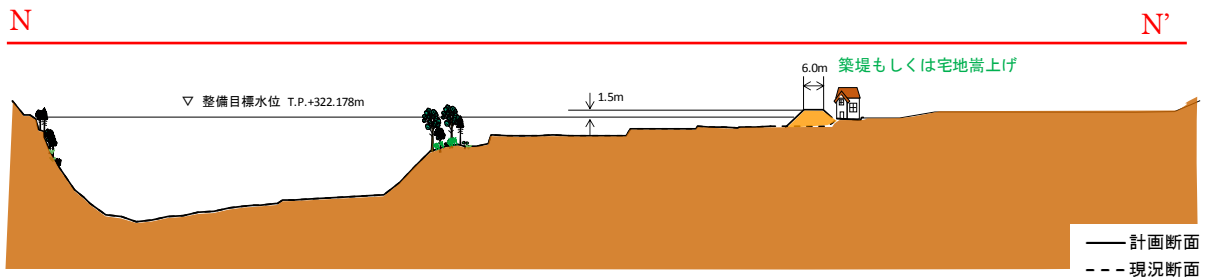


図 22 只見川 西部地区 (金山町) (阿賀川合流から 57.9km)

標準横断面



図 23 只見川 横田地区（金山町）（阿賀川合流から 59.3km）

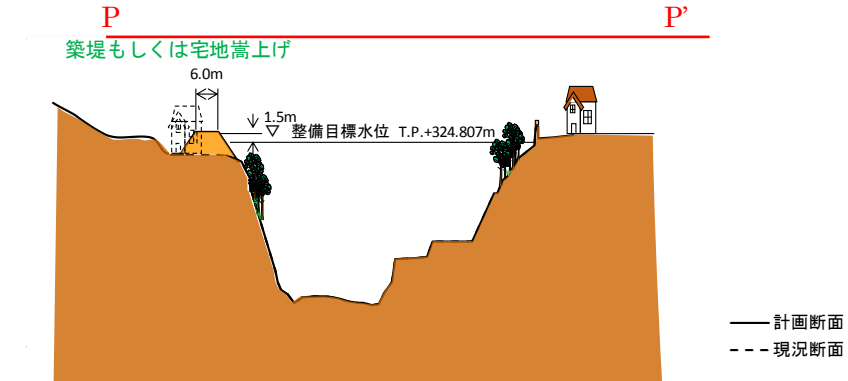


図 24 只見川 上横田地区（金山町）（阿賀川合流から 60.9km）



図 25 只見川 滝沢地区（金山町）（阿賀川合流から 64.4km）



図 26 只見川 蒲生地区（只見町）（阿賀川合流から 75.9km）

標準横断面

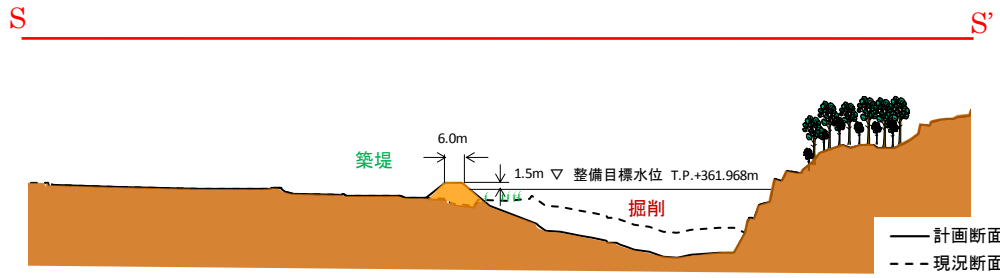


図 27 只見川 八木沢地区 (只見町) (阿賀川合流から 77.1km)

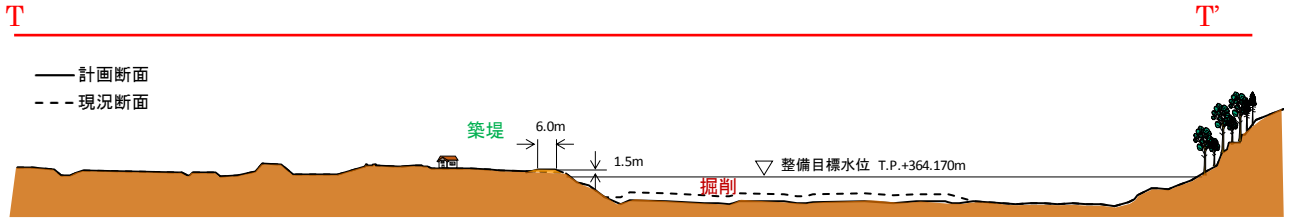


図 28 只見川 新町地区 (只見町) (阿賀川合流から 78.6km)

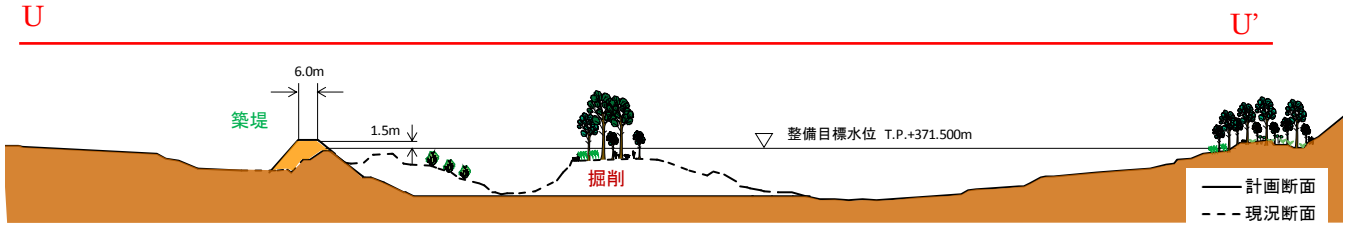


図 29 只見川 只見地区 (只見町) (阿賀川合流から 79.2km)

②伊南川：只見川合流点～山里橋(L=15.8km)

只見川合流点～山里橋区間(15.8km)において、只見町の洪水防御のため、掘削、築堤を行い、平成27年度整備完了済み。

整備目標流量

(単位：m<sup>3</sup>/s)

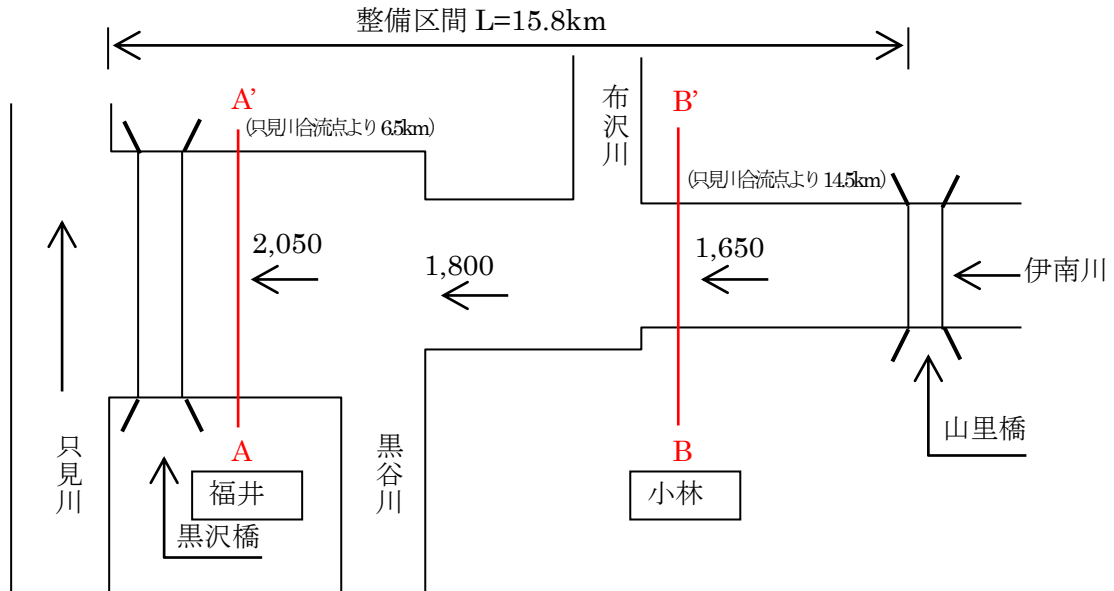


図 30 伊南川整備区間位置図

標準横断面図



図 31 伊南川櫛戸堰上流（只見川合流から 6.5km）

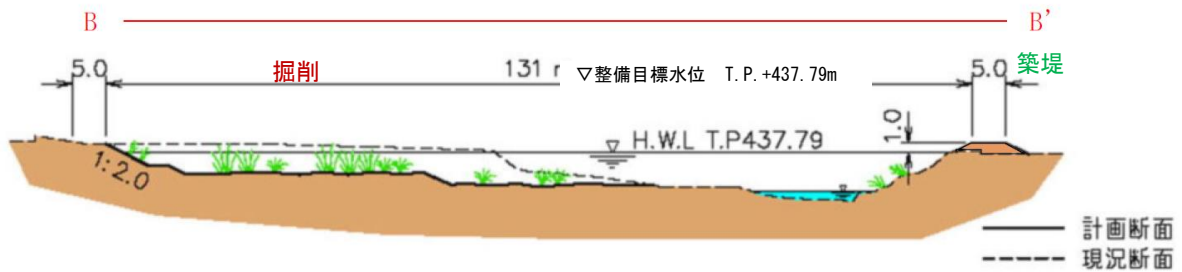


図 32 伊南川明和橋上流（只見川合流から 14.5km）

③伊南川：青柳橋～新伊南川橋(L=2.4km)

青柳橋～新伊南川橋区間(2.4 km)において、旧伊南村の洪水防御のため掘削及び築堤を行い、平成23年度整備完了済み。

整備目標流量

(単位：m<sup>3</sup>/s)

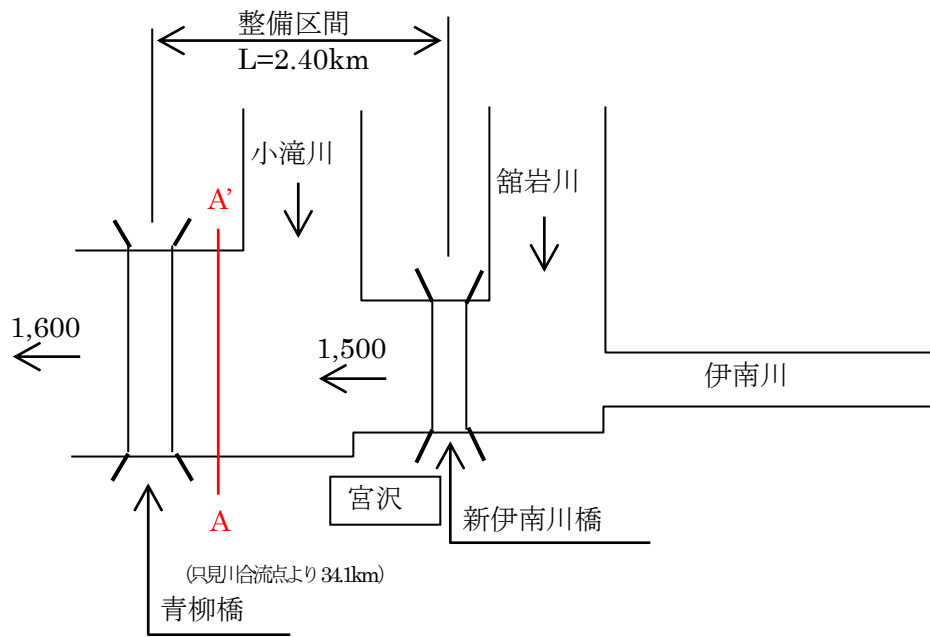


図 33 伊南川整備区間位置図

標準横断面図

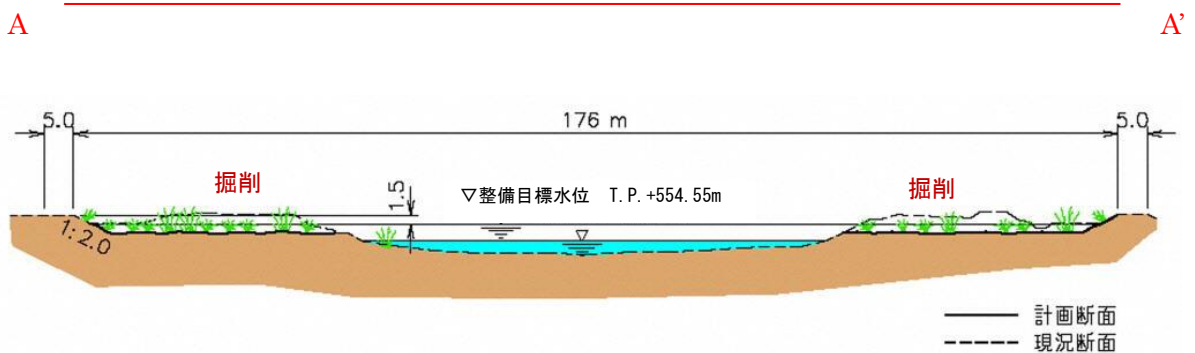


図 34 伊南川青柳橋上流(只見川合流から34.1km)

④黒谷川：伊南川合流点～倉谷川合流点上流(L=6.6km)

伊南川合流点～倉谷川合流点上流(6.6km)において、当該地区の洪水防御のため、掘削及び築堤を行い、平成27年度整備完了済み。

整備目標流量

(単位：m<sup>3</sup>/s)

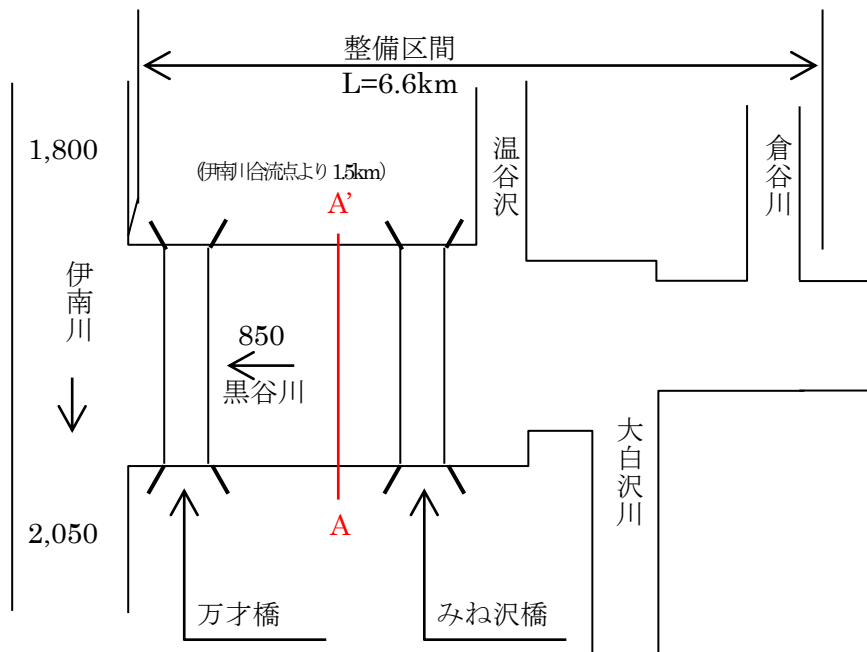


図 35 黒谷川整備区間位置図

標準横断面図

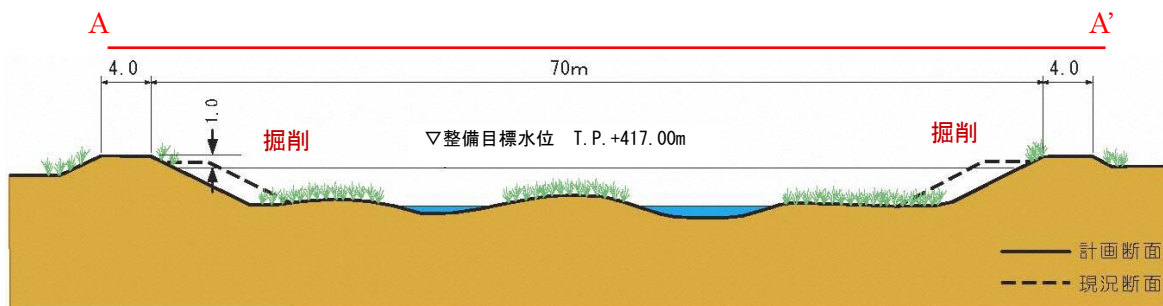


図 36 黒谷川（伊南川合流点から 1.5km）



⑤田の口沢川：只見川合流点～JR橋(L=0.6km)

只見川合流点～JR橋区間(0.6km)において、当該地区の洪水防御のため、掘削及び築堤を行うことにより河積を拡大し、浸水被害の防止、軽減を図る。

なお、実施に当たっては、周辺景観や自然環境への影響を小さくすること、只見地区の中心部を流れる河川であることに配慮するものとする。そのために、魚類の生息環境の復元のため、河川を横断する工作物等に魚道を設置するとともに、護岸形式については自然環境に配慮した構造を採用する。また、地域住民の多様なニーズを考慮したうえで、人々の憩いの場、潤いの場として利用できるよう、川に近づきやすい緩傾斜の区間を設けるなどの整備を行う。

整備目標流量

(単位：m<sup>3</sup>/s)

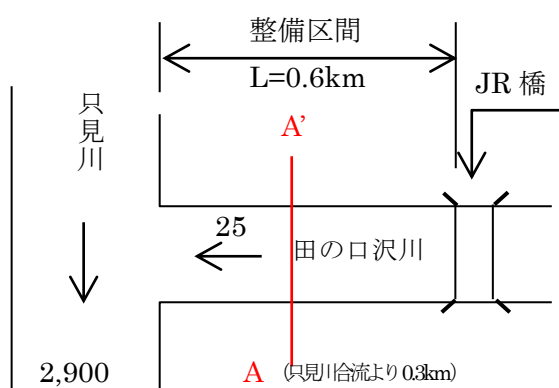


図 37 田の口沢川整備区間位置図

標準横断面図

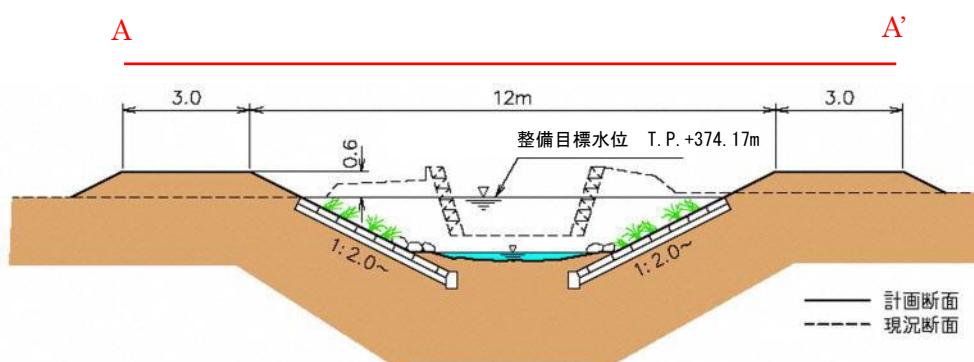


図 38 田の口沢川

護岸構造については、工事实施時において変更となる可能性がある。

⑥小屋川：伊南川合流点～小屋川橋(L=0.3km)

伊南川合流点～小屋川橋区間(0.3km)において、当該地区の洪水防御のため掘削及び築堤を行い、平成25年度整備完了済み。

整備目標流量

(単位：m<sup>3</sup>/s)

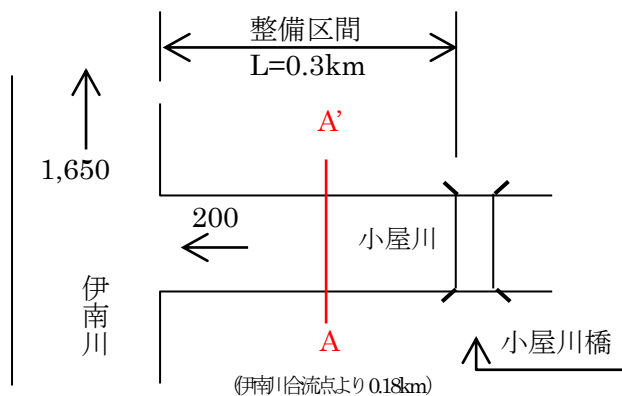


図 39 小屋川整備区間位置図

標準横断面図

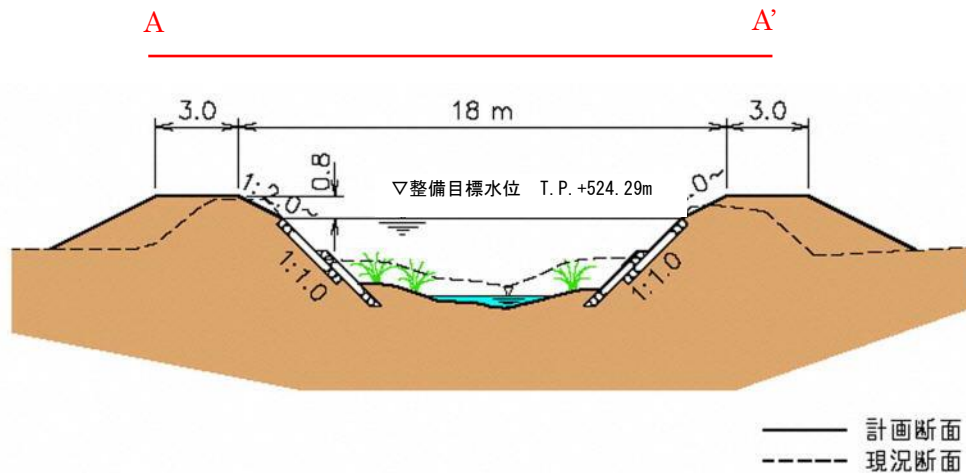


図 40 小屋川

⑦叶津川：只見川合流点～入叶津橋下流(L=3.1km)

只見川合流点～入叶津橋下流区間(3.1km)において、当該地区の洪水防御のため、掘削及び築堤を行い、平成26年度整備完了済み。

整備目標流量

(単位：m<sup>3</sup>/s)

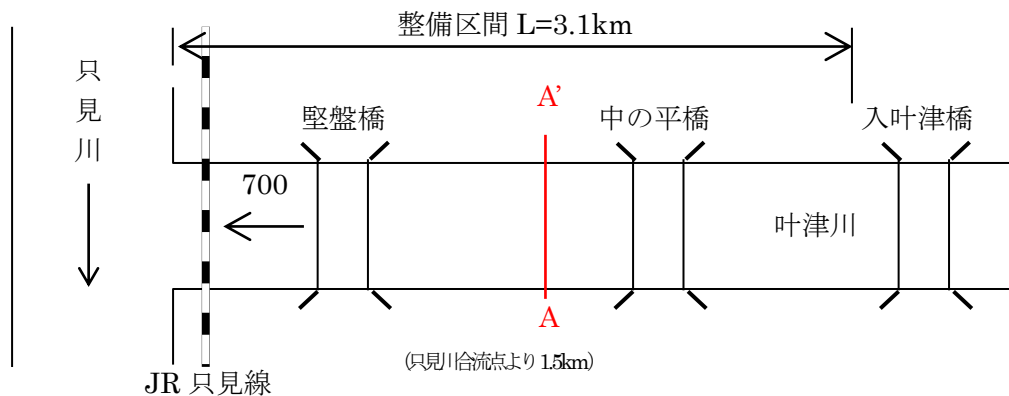


図 41 叶津川整備区間位置図

標準横断面図

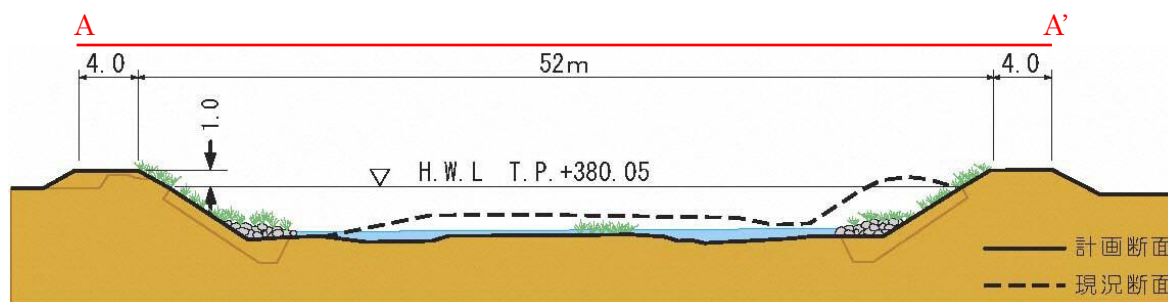


図 42 叶津川（只見川合流点から 1.5km）

⑧銀山川：柳津町(L=0.5 km)

只見川合流点～銀山川 (0.5km 区間)において、当該地区の洪水防御のため、堤防のかさ上げを行うことにより、浸水被害の防止、軽減を図る。

なお、実施に当たっては、周辺景観や自然環境への影響が小さくなるよう努める。

また、地域住民や観光客などの多様なニーズを考慮したうえで、人々の憩いの場、潤いの場、安心して水辺に近づける場として利用できるよう配慮する。

整備目標流量

(単位：m<sup>3</sup>/s)

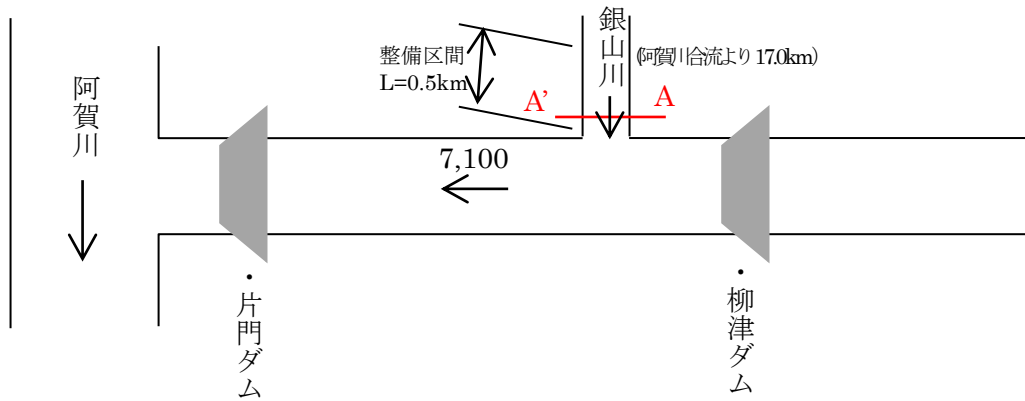


図 43 銀山川整備区間位置図

標準横断面

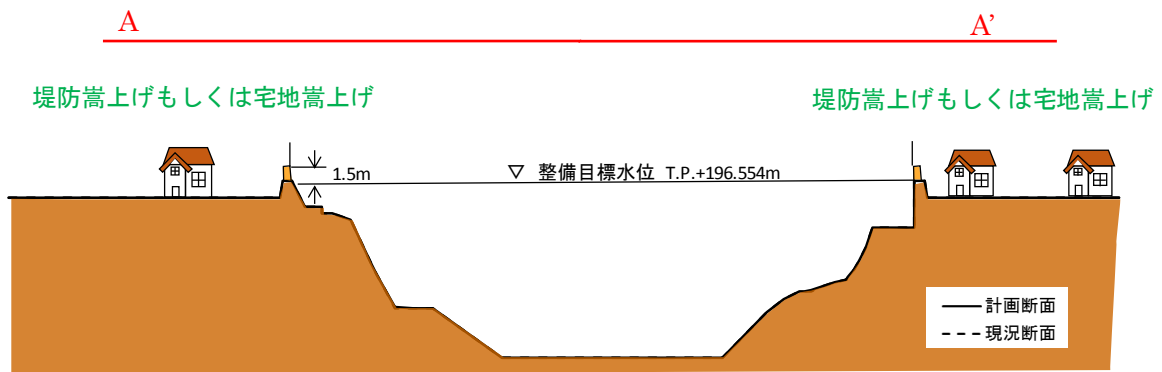


図 44 銀山川 柳津地区（柳津町）（阿賀川合流から 17.0km）

⑨ 館岩川：南会津町 (L=1.7 km)

矢竹沢合流点～伊与戸川合流点 (1.7km 区間)において、当該地区の洪水防御のため、河道拡幅や築堤、橋梁架け替え、法線の是正を行うことにより、浸水被害の防止、軽減を図る。

なお、実施に当たっては、既往の自然環境を保持するため、瀬や淵の保全や最低限の河道掘削に抑えるなど、本来の川らしい姿の維持に努める。

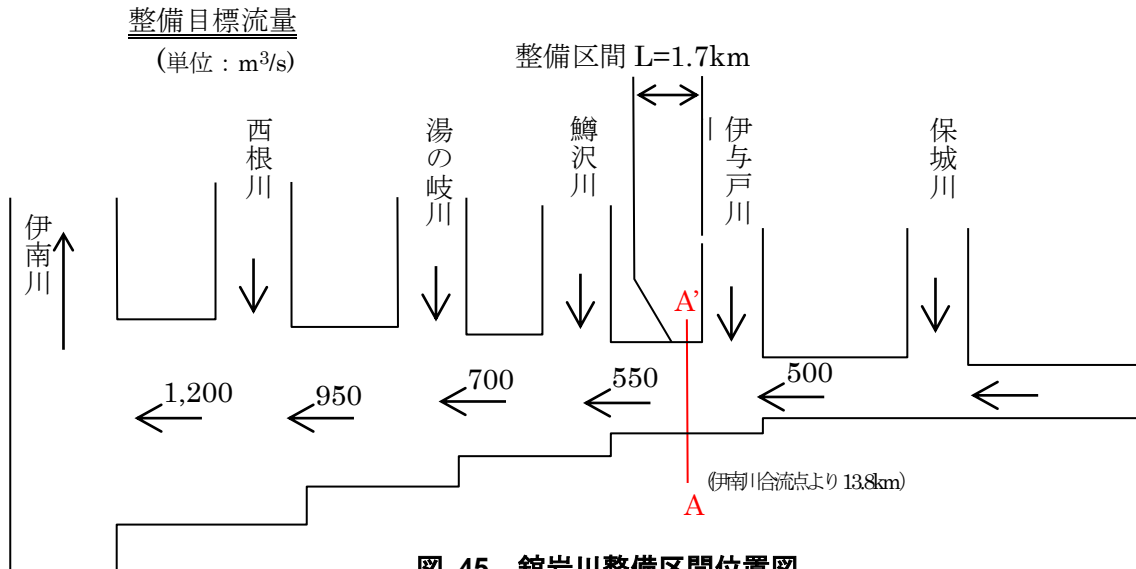


図 45 館岩川整備区間位置図

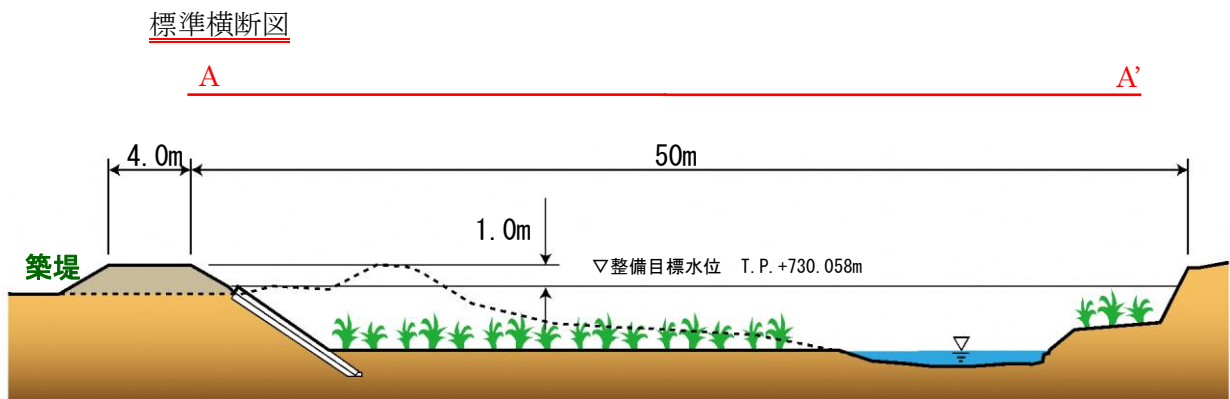


図 46 館岩川 伊与戸地区 (南会津町) (伊南川合流点より 13.8km)

—— 計画断面  
- - - - 現況断面

## 2 河川維持の目的、種類及び施行の場所

### (1) 河川の維持の目的

本圏域内河川の維持管理は、河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえつつ、「災害の発生の防止」、「流水の正常な機能の維持」、「河川の適正な利用と保全」、「河川環境の整備と保全」の観点から総合的に行うことを目標とする。

### (2) 河川の維持の種類及び施行の場所

#### ア 災害発生の防止のための日々の管理

##### (7) 河川管理施設等の維持管理

堤防・護岸は、洪水流を河道で処理するための基本的な構造物であるため、漏水・亀裂の有無など堤防の状態を点検し、必要に応じて補修を行う。

河道内（利水ダム調整池を含む）の堆砂及び植生の繁茂については、河川巡視や各種協議会等を通じて状況を把握するとともに、魚類、小動物、植生等への影響を配慮しつつ、各河川において目標とした規模の洪水が発生した場合に、人家への影響が出ないよう国、市町村及び発電事業者と連携・役割分担の下、必要に応じ浚渫・伐採等を行うことで、河道の保全に努める。

樋門など河川管理施設の維持管理については、緊急時に正常に作動するよう定期的に点検し、必要に応じて補修を行う。

また、施設の操作員に対する安全管理や操作方法等の講習会、及び的確な操作が実施できるような操作環境や操作体制の改善を必要に応じて行うこととする。

##### (4) 許可工作物の維持管理

平常時の河川巡視等において許可工作物の状態を的確に把握し、河川の維持管理上の支障となることが予想される場合には、許可工作物の管理者に速やかに点検や維持補修、機能改善等を実施するよう指導する。

##### (5) 河川情報の管理

河川の水位・流量や流域内の降雨などの河川情報は、洪水時の避難や濁水時の節水などを判断する基礎情報となることから、これらを観測・収集して、市町村や地域住民へインターネット等による情報の提供を行う。

### イ 洪水管理

平時から、水防団をはじめ地域住民に対し、洪水氾濫危険箇所を周知するとともに、災害関連情報の提供による水防意識の高揚を図るための広報活動を実施し、発電事業者及び防災関係機関（国、市町村、報道機関、消防、警察、通信等）との協力体制の維持、強化を図る。

洪水時は、パトロールを実施するとともに、河川情報の収集を行い、関係機関に対しても洪水情報の迅速な提供を図るものとする。

## ウ 地震対策

気象庁が発表する震度が所定の値以上の場合には、速やかに震度や災害の規模に応じた体制を確保し、河川管理施設等の点検を行う。また、河川管理施設等に被害が発生した場合には速やかに応急復旧作業を実施する。

## エ 水量、水質への対応

### (7) 水量、水質の監視

地域住民や関係県部局との連携のもと水量、水質の監視を行い、良好な自然環境の保全を図る。

### (1) 啓発活動

関係機関と連携を図り、節水意識の向上や生活雑排水を直接河川へ流さないよう呼びかけるなどの啓発活動を行う。

### (ウ) 水質事故への対応

有害物質が河川に流出する水質事故は、生息・生育する動植物のみならず、水利利用者にも多大な被害を与える。そのため、平時において、汚染源に関する情報収集と関係県部局との連携を図る。

また、水質事故発生やその恐れがある場合には、関係県部局や市町村と連携しながら適切な対応を図る。

## オ ゴミ、車両等の不法投棄の防止

関係機関と連携を図り、地域と一体となった一斉清掃等の河川美化運動の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置等により、ゴミや産業廃棄物、車両、船舶等の不法投棄の未然防止に努めると共に、不法投棄を発見した場合は、ただちに原因者を特定し撤去させるものとする。

## カ 河川空間の適正な利用と保全に関する事項

河川空間は、地域住民が身近に自然にふれあい、生活に潤いをもたらすための大切な空間である。この貴重な空間を今後とも確保するよう努める。

本圏域では、地域ボランティアによる良好な水辺空間の保全活動が行われているところもあり、今後とも河川愛護の啓発・普及・促進に努め、河川に関する広報活動を強化するとともに、川・サポート制度の検討など、地域住民と一体となった河川美化運動等を実施する。

### 3 その他の河川の整備を総合的に行うために必要な事項

#### (1) 河川情報の提供に関する事項

##### ア 常時の情報提供

本圏域の河川を適切に整備・保全する気運を高め、より良い河川環境を地域ぐるみで積極的に作り出すための河川愛護・美化の普及を促すため、河川管理者として収集した河川に関する情報（水質、水量、景勝地、動植物の生態、河川空間および施設等の利用状況、新規事業等）をインターネット、情報誌、パンフレット等を通して公開し、地域住民との情報の共有化を図るものとする。

##### イ 洪水時の情報提供

洪水時は河川情報（雨量、水位、流量等）の収集を行い、ライブカメラ情報の提供や量水標の設置による水位情報の提供など、情報の可視化を進め、関係機関に速やかに分かりやすい形で発表するとともに、国及び発電事業者から提供される各種情報の一元化に努め、洪水情報の適切かつ迅速な提供を図る。

#### (2) 地域や関係機関との連携に関する事項

##### ア 河川における減災・危機管理対策

近年頻発している集中豪雨の状況を踏まえ、計画規模を超える洪水が発生した場合や、整備途上において施設能力を超える洪水が発生した場合においても、円滑な避難や的確な水防活動などにより、できる限り被害の軽減を図られるよう努める。

##### イ 常時の連携

前述の手段（インターネット、情報誌、パンフレット等）を通して各種情報を提供するとともに、地域住民からの河川に関する情報を収集できる体制づくりを進め、地域との連携を強化して河川清掃等のボランティア運動やイベント開催等のレクリエーション活動の支援を行うものとする。

また、本圏域の河川は、源流部から阿賀川との合流点まで、流域全体の様々な繋がりのおかげで存在しており、河川の治水、利水及び環境の整備と保全の計画は、河川区域のみならず流域全体で考えるよう努めるものとする。

本計画では、河川の治水安全度を高めるために、関係機関と横の連携を深めつつ、流域内の環境の保全を図れるよう支援する。また、積極的に関係機関や地域住民と連携しながら、土砂発生抑制対策や流域全体の保水力維持について考慮していく。

##### ウ 洪水時の連携

沿川市町村の住民避難の判断や、防災対策に資するため、河川管理者と発電事業者及び防災関係機関（国、市町村、報道機関、消防、警察、通信等）との連携を強化し、防災情報の共有や情報伝達体制の拡充に努める。

#### (3) より一層の安全・安心の確保に向けた取組に関する事項

本計画の目標達成までには概ね30年間の長期間を要するため、整備中の災害時にも被害が最小限となるよう、関係機関等との連携を図りながら、洪水情報の迅速な収集・提供を行える体制を整備する。



具体的には、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表するとともに、流域市町村が作成する洪水ハザードマップ作成に必要な情報提供や支援、地域住民への出前講座の実施などによる危機管理意識の啓発活動を行い、地域においてより一層の安全・安心の確保に努める。

また、豪雨等による水害や気候変動を踏まえた課題に対処するため、河川において氾濫が発生することを前提として地域全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、国、県、市町村等からなる協議会等を設置し、減災のための目標を共有するとともに、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する。

#### (4) 河川整備を進める際の環境への配慮・対策に関する事項

河川工事を実施する際には、当該区間の動植物等に関する調査をできる限り実施し、有識者と適宜協議を行い、河川及び沿川に生息する動植物等への影響を十分考慮して施工時期や工法を決定するなど動植物等に与える影響を極力小さくすることに努める。

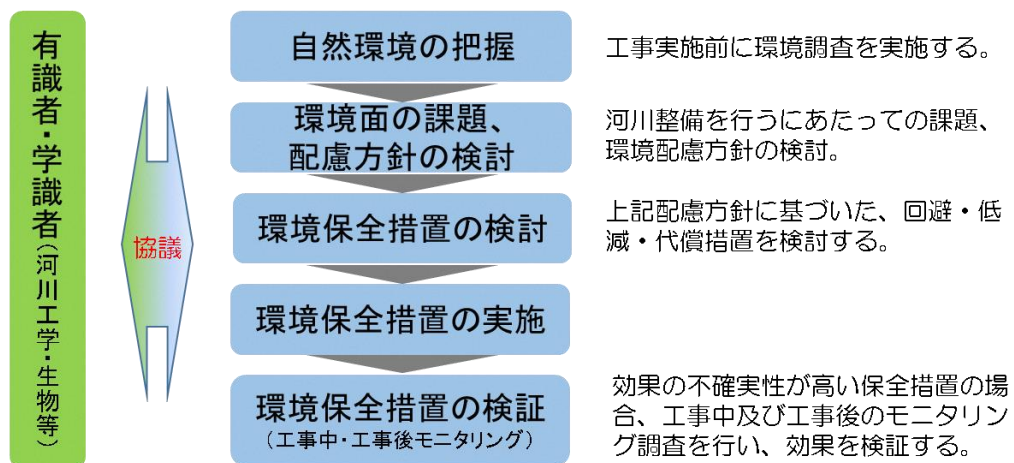


図 46 今後の河川整備を進める際の環境への配慮・対策の流れ(案)